

[關係資料]

関係資料目次

資料1	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）	169
資料2	児童福祉法（昭和22年法律第164号）〈抄〉	177
資料3	児童相談所運営指針〈抜粋〉	184
資料4	市町村児童家庭相談援助指針〈抜粋〉	188
資料5	子ども虐待対応の手引き〈抜粋〉	191
資料6	児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）〈抄〉	194
資料7	児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）〈抄〉	194
資料8	児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）〈抄〉	195
資料9	本評価に係る調査担当部局、調査対象機関等	199
資料10	政策評価・独立行政法人評価委員会 政策評価分科会委員名簿	200
資料11	「児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）」に係る研究会	201
資料12	児童相談所における児童虐待相談対応件数（都道府県別）の推移	202
資料13	市町村における児童虐待相談対応件数（都道府県別）の推移	203
資料14	児童虐待相談の各種の対応件数の推移（相談種別別、主な虐待者別、 被虐待者の年齢別、相談の経路別）（平成19年度～21年度）	204
資料15	児童虐待相談対応件数（対応の種類別）の推移	206
資料16	平成22年度「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」の実施状況	207
資料17	妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・ 福祉の連携体制の整備について（通知）	208
資料18	妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について（通知）	212
資料19	保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）〈抜粋〉	218
資料20	学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について（通知）	219
資料21	児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の対応の徹底について（通知）	221
資料22	児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応に関する 状況調査結果について（通知）	223
資料23	子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第6次報告） （平成22年7月）〈抜粋〉	227
資料24	福祉行政報告例（報告表の様式及び記入要領）〈抜粋〉	228
資料25	児童の安全確認の徹底について（通知）	232
資料26	居住者が特定できない事案における出頭要求等について（通知）	233
資料27	虐待通告のあった児童の安全確認の手引き〈抜粋〉	234
資料28	一時保護施設における学習環境の充実について（通知）	236
資料29	児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン〈抜粋〉	237
資料30	児童の権利利益を擁護するための方策について（社会保障審議会児童部会児童 虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会報告書）（平成23年1月28日） 〈抜粋〉	237

資料31	「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」の一部改正 について（通知）〈抜粋〉	238
資料32	社会的養護の課題と将来像〈抜粋〉	240
資料33	里親委託ガイドライン〈抜粋〉	240
資料34	都道府県別の里親委託率の推移（平成17年度～21年度）	241
資料35	要保護児童対策地域協議会設置・運営指針〈抜粋〉	242
資料36	要保護児童対策地域協議会等の設置状況	243

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）

最終改正：平成 23 年法律第 53 号

（目的）

第 1 条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（児童虐待の定義）

第 2 条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（児童に対する虐待の禁止）

第 3 条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務等）

第 4 条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後 18 歳となった者に対する自立の支援を含む。第 3 項及び次条第 2 項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児

童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

- 第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
 - 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

- 第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
 - 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

- 第8条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。
- 一 児童福祉法第25条の7第1項第一号若しくは第2項第一号又は第25条の8第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
 - 二 当該児童のうち次条第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。
- 2 児童相談所が第6条第1項の規定による通告又は児童福祉法第25条の7第1項第一号若しくは第2項第一号又は第25条の8第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第33条第1項の規定による一時保護を行うものとする。

- 3 前2項の児童の安全の確認を行うための措置、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

(出頭要求等)

- 第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。
 - 3 都道府県知事は、第1項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第1項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

(立入調査等)

- 第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。
- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。

(再出頭要求等)

- 第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。
- 2 第8条の2第2項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

(臨検、搜索等)

- 第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が前条第1項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
 - 3 都道府県知事は、第1項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料並びに当該児童の保護者が第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したこと及び前条第1項の規定による出頭の求めに応じなかったことを証する資料を提出しなければならない。

- 4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は搜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。
- 5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第1項の規定による臨検又は搜索をさせるものとする。
- 6 第1項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

(臨検又は搜索の夜間執行の制限)

第9条の4 前条第1項の規定による臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

- 2 日没前に開始した前条第1項の規定による臨検又は搜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

(許可状の提示)

第9条の5 第9条の3第1項の規定による臨検又は搜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

(身分の証明)

第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(臨検又は搜索に際しての必要な処分)

第9条の7 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

(臨検等をする間の出入りの禁止)

第9条の8 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。

(責任者等の立会い)

第9条の9 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は搜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

- 2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第10条 児童相談所長は、第8条第2項の児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第9条第

- 1 項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。
- 2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(調書)

第10条の2 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は捜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

(都道府県知事への報告)

第10条の3 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第10条の4 臨検等に係る処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の規定は、適用しない。

(不服申立ての制限)

第10条の5 臨検等に係る処分については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができない。

(行政事件訴訟の制限)

第10条の6 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第37条の4の規定による差止めの訴えを提起することができない。

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

- 第11条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。
- 2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。
- 3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第33条第2項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童に一時保護を加えさせ又は適当な者に一時保護を加えることを委託させ、同法第27条第1項第三号又は第28条第1項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 児童相談所長は、第3項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じ、適切に、児童福祉法第33条の7の規定による請求を行うものとする。

(面会等の制限等)

第 12 条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第 27 条第 1 項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

一 当該児童との面会

二 当該児童との通信

2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第 28 条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第 12 条の 2 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第 28 条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が前条第 1 項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第 33 条第 1 項の規定により当該児童に一時保護を行うことができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った場合には、速やかに、児童福祉法第 26 条第 1 項第一号の規定に基づき、同法第 28 条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第 12 条の 3 児童相談所長は、児童福祉法第 33 条第 1 項の規定により児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている場合（前条第 1 項の一時保護を行っている場合を除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が第 12 条第 1 項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第 26 条第 1 項第一号の規定に基づき、同法第 28 条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第 12 条の 4 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第 28 条の規定によるものに限る。）が採られ、かつ、第 12 条第 1 項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、6 月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身近につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいはならないことを命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、6月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第1項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第1項の規定による命令をするとき（第2項の規定により第1項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。
- 5 第1項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第28条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第12条第1項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第28条第3項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、第1項の規定による命令が発せられたときであつて、当該命令に係る期間が経過する前に同条第2項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。
- 6 都道府県知事は、第1項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなったと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

(施設入所等の措置の解除)

第13条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第27条第1項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

- 第13条の2 市町村は、児童福祉法第24条第3項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

(資料又は情報の提供)

第13条の3 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第 13 条の 4 都道府県知事は、児童福祉法第 8 条第 2 項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第 1 項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）に、第 9 条第 1 項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

(親権の行使に関する配慮等)

第 14 条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(親権の喪失の制度の適切な運用)

第 15 条 民法（明治 29 年法律第 89 号）に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

(大都市等の特例)

第 16 条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(罰則)

第 17 条 第 12 条の 4 第 1 項の規定による命令（同条第 2 項の規定により同条第 1 項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。）に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

附則（平成 13 年 12 月 12 日法律第 153 号）抄から

附則（平成 23 年 5 月 25 日法律第 53 号）まで 略

○ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）〈抄〉

最終改正：平成 23 年法律第 105 号

第 1 条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第 2 条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第 3 条 前 2 条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第 6 条の 3（略）

2・3（略）

4 この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。

5 この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第 8 項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

6 この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

7～9（略）

第 6 条の 4 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であって、養子縁組によって養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第 27 条第 1 項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

2 この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であって、第 34 条の 19 に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

第 7 条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

2 この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」という。）に対し行われる治療をいう。

第 10 条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 2 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。
- 3 市町村長は、第1項第三号に掲げる業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。
- 4 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 前条第1項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
 - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
 - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
 - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
 - ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
 - ホ 児童の一時保護を行うこと。
 - ヘ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- 2 都道府県知事は、市町村の前条第1項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、第1項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。
- 4 都道府県知事は、第1項第二号へに掲げる業務に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定により行われる第1項第二号へに掲げる業務に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第12条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

- 2 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）及び同項第二号ロからホまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。
- 3 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務（前条第1項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。
- 4 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。

第12条の4 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない。

第13条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

- 2 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。
 - 一 厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者
 - 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
 - 三 医師
 - 三の二 社会福祉士
 - 四 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者
 - 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの
- 3 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。
- 4 児童福祉司は、政令の定めるところにより児童相談所長が定める担当区域により、前項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。

第 21 条の 9 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業並びに次に掲げる事業であって主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

第 21 条の 10 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の三第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

第 21 条の 10 の 2 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等（特定妊婦を除く。）を把握したときは、当該要支援児童等に対し、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

2～4（略）

第 25 条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

第 25 条の 2 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦

への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 3 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 4 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。
- 5 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。
- 6 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

第 25 条の 3 協議会は、前条第 2 項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第 25 条の 4 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 25 条の 5 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

第 25 条の 6 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第 25 条の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

第 25 条の 7 市町村（次項に規定する町村を除く。）は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第 25 条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者（以下「通告児童等」という。）について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第 27 条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
 - 二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 9 条第 6 項に規定する知的障害者福祉司（以下「知的障害者福祉司」という。）又は社会福祉主事に指導させること。
 - 三 第 33 条の 6 第 1 項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うこと（以下「児童自立生活援助の実施」という。）が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
 - 四 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第 29 条若しくは同法第 9 条第 1 項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。
- 2 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第 27 条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
- 二 次条第二号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。
- 三 助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 五 児童虐待の防止等に関する法律第 8 条の 2 第 1 項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第 29 条若しくは同法第 9 条第 1 項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

第 26 条 児童相談所長は、第 25 条の規定による通告を受けた児童、第 25 条の 7 第 1 項第一号若しくは第 2 項第一号、前条第一号又は少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 6 条の 6 第 1 項若しくは第 18 条第 1 項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
 - 二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第 5 条第 17 項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業（次条第 1 項第二号及び第 34 条の 7 において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託すること。
 - 三 第 25 条の 7 第 1 項第二号又は前条第二号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。
 - 四 保育の実施等が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の実施等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
 - 五 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
 - 六 第 21 条の 6 の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。
 - 七 子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。
- 2 前項第一号の規定による報告書には、児童の住所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態及び家庭環境、同号に規定する措置についての当該児童及びその保護者の意向その他児童の福祉増進に関し、参考となる事項を記載しなければならない。

第 27 条 都道府県は、前条第 1 項第一号の規定による報告又は少年法第 18 条第 2 項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
- 二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第 1 項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。
- 三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。
- 四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

- 2 都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、前項第三号の措置に代えて、指定医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設（第42条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。
- 3 都道府県知事は、少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、第1項の措置を採るにあたっては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。
- 4 第1項第三号又は第2項の措置は、児童に親権を行う者（第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。）又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。
- 5 都道府県知事は、第1項第二号若しくは第三号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第1項第一号から第三号までの措置（第3項の規定により採るもの及び第28条第1項第一号又は第二号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第2項の措置を採る場合又は第1項第二号若しくは第三号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

- 一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第三号の措置を採ること。
- 二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第三号の措置を採ること。
- 2 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第27条第1項第二号の措置をいう。以下この条において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。
- 3 都道府県は、前項ただし書の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。
- 4 家庭裁判所は、第1項第一号及び第二号ただし書並びに第2項ただし書の承認（次項において「措置に関する承認」という。）の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる。

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、

その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

- 第 33 条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第 26 条第 1 項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。
- 2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第 27 条第 1 項又は第 2 項の措置をとるに至るまで、児童相談所長をして、児童に一時保護を加えさせ、又は適当な者に、一時保護を加えることを委託させることができる。
 - 3 前 2 項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第 1 項又は第 2 項の規定による一時保護を行うことができる。
 - 5 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後二月を経過するごとに、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かななければならない。ただし、当該児童に係る第 28 条第 1 項の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第 33 条の 7 の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合は、この限りでない。

第 43 条の 2 情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

○ 児童相談所運営指針（平成 2 年 3 月 5 日児発第 133 号）〈抜粋〉

最終改正：平成 22 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 6 号

第 1 章 児童相談所の概要

第 2 節 児童相談所の業務

2. 相談援助活動の展開

(1) 調査、診断（アセスメントを含む）、判定

児童相談所は、受け付けた相談について主に児童福祉司、相談員等により行われる調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の児童指導員、保育士等による行動診断、その他の診断（理学療法士等によるもの等）をもとに、原則としてこれらの者の協議により判定（総合診断）を行い、個々の子どもに対する援助指針を作成する。援助指針の策定に際しては、児童相談所の方針を子ども及びその保護者並びに、必要に応じて祖父母等の親族に伝え、その意向を聴取するとともに、その策定過程においても、可能な限り子ども及びその保護者等（祖父母等の親族を含む）と協議を行うなど、これらの者の参加を得ることが望ましい。

また、児童福祉施設への入所措置が採られる場合には、当該施設は、児童相談所の援助指針を踏まえて自立支援を実施することとなる。このため、児童相談所は、個々の子ども等に対する援助指針を策定する際には、児童福祉施設と十分な協議を行うこととする。

第 2 章 児童相談所の組織と職員

第 3 節 職員構成

2. 留意事項

- (1) 配置される職員数については、地域の実情、各児童相談所の規模等に応じて適正と認められる人員とする。
- (2) 教育・訓練・指導担当児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー）は、児童福祉司及びその他相談担当職員の職務遂行能力の向上を目的として教育・訓練・指導に当たる児童福祉司であり、相談援助活動において少なくとも 10 年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有している者でなければならない。教育・訓練・指導担当児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー）の配置の標準は児童福祉司おおむね 5 人につき 1 人とする。
- (3) 児童福祉司については、令第 2 条において、人口おおむね 5 万～8 万までを標準として担当区域を定めるものとされているが、地域の実情を考慮して必要に応じ、この標準を超えて配置することが望ましい。また、任用にあたっては、ソーシャルワーカーとしての専門性を備える人材を登用すること。
- (4) 児童福祉司と児童心理司がチームを組んで対応できる体制が望ましい。
- (5) 教育・訓練・指導担当児童心理司（児童心理司スーパーバイザー）は、児童心理司及び心理療法担当職員の職務遂行能力の向上を目的として教育・訓練・指導に当たる児童心理司であり、心理判定及び心理療法並びにカウンセリングを少なくとも 10 年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有している者でなければならない。
- (6) 医師については、児童虐待、発達障害、非行など心身の発達に課題を持つ子どもに対する医学的判断から、子どもと保護者に対する心の治療に至る連続的な関わりが必要であること。
- (7) 業務に支障がないときは、職務の共通するものについて、他の相談所等と兼務することも差し支えない。
- (8) 一時保護所関係職員は、家庭から離れた子ども達の不安な心情や行動に対して柔軟に対応できる人員を配置することとする。

第 4 節 各職員の職務内容

11. 児童福祉司

- (1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること
- (2) 必要な調査、社会診断を行うこと

- (3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと
- (4) 子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと

第5節 職員の資格、研修等

2. 職員の研修等

- (1) 所長は、研修を受けなければならない。（法第12条の3第3項）
- (2) 各部門の長は各部門の職員に対し教育・訓練・指導（スーパービジョン）のできる者であることが適当であり、判定・指導部門の長については、医師、児童福祉司、児童心理司等専門技術を有する者であることが必要である。さらに、教育・訓練・指導（スーパービジョン）に必要な知識・技術の修得のために子どもの虹情報研修センターにおいて実施するスーパーバイザー研修を受講することが望ましい。
- (3) 児童福祉司及び児童心理司の教育・訓練・指導担当者（スーパーバイザー）は、教育・訓練・指導（スーパービジョン）に必要な知識・技術の修得のために子どもの虹情報研修センターにおいて実施するスーパーバイザー研修を受講することが望ましい。
- (4) 各職員は内部の職員又は外部の専門家による教育・訓練・指導（スーパービジョン）を受ける機会を積極的に活用し、また相互の指導・訓練・教育（スーパービジョン）、密接な連携・協力により、資質向上に努める。
- (5) 児童相談所は、都道府県等の児童福祉主管課と連携しながら、職員に対する研修の実施、充実に努める。研修の企画に当たっては、職種別の研修や実務経験に応じた研修等、体系的な研修に努める。
- (6) 職員は内部の研修のほか、各種研修会・研究会・学会等への積極的参加、施設等における研修等により、新しい援助技法の獲得等に努める。

第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

第2節 相談の受付と受理会議

6. 相談受付の方法

相談の受付時は子どもや保護者等にとって危機的な状況である場合もあり、この間の相談受付の方法がその後の経過に大きな影響を与えることになる。したがって、子どもや保護者の気持ちを和らげ、秘密は守る旨話す等受容的かつ慎重に対応する。

なお、児童虐待防止法第6条で、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならないこととされている。

虐待に関する通告は、必ずしも通告という形でもたらされるとは限らず相談・情報提供等の形態でもたらされることも多いことから、外部からの個人を特定できる虐待に関する情報（要保護児童対策地域協議会等の事例検討の場において協議された事例であって、市町村が送致を要しないものとして対応しているケースに係るものを除く。）については、すべて虐待通告として、虐待相談・通告受付票（虐待対応の手引き：第3章、表3-1を参照）を起し、緊急受理会議を開き、対応を組織的に協議すること。

市町村、福祉事務所及び児童相談所は、相互に緊密に連携し、夜間、休日等であっても通告を受けて適切な対応が採れるよう所要の体制を整備することが必要である。

このため、児童相談所においては、当直体制の整備など自らが通告を受けて適切な対応が取れるような体制の確保に努めるほか、児童相談所が市町村や福祉事務所とは異なり、立入調査や一時保護等の権限の行使を認められた児童福祉の専門機関であることも踏まえ、夜間、休日等の執務時間外の市町村等からの送致や相談に適切に対応することが必要である。

また、守秘義務にかかわること（児童虐待防止法第6条第3項、同法第7条）や調査項目、速やかな安全確認（児童虐待防止法第8条）等について所内で意思統一を図っておく必要がある。

第3節 調査

1. 調査の意義

- (1) 調査は子どもや保護者等の状況等を知り、それによって子どもや保護者等にどのよう

な援助が必要であるかを判断するために行われるものであり、相互信頼関係の中で成立するものである。

- (2) したがって、事情聴取的な形ではなく、子どもや保護者等の気持ちに配慮しながら情報の収集を行う。
- (3) 調査のための面接がそのまま指導のための面接の場となることも多いので、社会福祉援助技術の基本的原理の一つである「非審判的態度」に心がけ、信頼関係の樹立に努める。

2. 調査担当者

- (1) 調査は相談・指導部門、判定・指導部門等の児童福祉司、相談員が中心となっていくが、相談の内容によっては他の職員が行う。
- (2) 虐待相談の場合、調査に対する客観性の確保が特に強く求められること、保護者等の加害の危険性があること等から、調査に当たっては複数の職員が対応する等、柔軟な対応に努める。

3. 調査の開始

調査の開始及び担当者は原則として受理会議を経て決定する。ただし、緊急の場合、巡回相談中の受付の場合等においてはこの限りでない。

虐待通告（「送致」を含む。）を受けた場合であって、安全確認を必要と判断される事例については、速やかに緊急受理会議を開催し、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法等の対応方針を決定する。

なお、安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。

また、こうした初期対応のほか、必要に応じて、後日、追加的なアセスメントを適切に実施する。

第5章 一時保護

第1節 一時保護の目的と性格

2. 一時保護の期間、援助の基本

- (1) 一時保護は子どもの行動を制限するので、その期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。
- (2) 一時保護の期間は2ヶ月を超えてはならない。ただし、児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。
- (3) 子どもは危機的状況の中で一時保護されるので、その目的にかかわらず子どもの精神状態を十分に把握し、子どもの心身の安定化を図るよう留意する。
- (4) 援助に当たっては常に子どもの権利擁護に留意し、いやしくも身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為は許されない。
- (5) 一時保護における子どもの援助等については、最低基準第13条に準じて、具体的な要領を都道府県等で定めることが適当である。
- (6) 一時保護が必要な子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また一時保護を要する背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々であり、一時保護に際しては、こうした一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助を確保することが必要である。

しかしながら、近年、地域によっては一時的に定員を超過して一時保護所に子どもを入所させる事態が見られ、またこうした様々な背景等を有する子どもを同一の空間で援助することが一時保護所の課題として指摘されている。

このため、一時保護については、

ア 管轄する一時保護所（複数ある場合には全ての一時保護所）における適切な援助の確保が困難な場合には、他の都道府県等の管轄する一時保護所の協力を仰ぐといった

広域的な対応や、
イ 児童福祉施設、医療機関等に対する委託一時保護の活用
等により、適切な援助の確保に努めることが重要である。

第3節 一時保護所の運営

1. 運営の基本的考え方

(3) 一時保護所は児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置し、その設備及び運営については児童養護施設について定める児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）を準用する（則第35条）。最低基準第9条の3において、懲戒に係る権限の濫用が禁止されていること及び、第14条の3において苦情への対応について必要な措置を講じなければならないことに留意し、適切に運営する。

(7) 教育・学習指導

一時保護している子どもの中には、学習をするだけの精神状況にない、あるいは学業を十分に受けていないために基礎的な学力が身につけていない子どもなどがある。このため、子どもの状況や特性、学力に配慮した指導を行うことが必要であり、在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらうなど、創意工夫した学習を展開する必要がある。

また、特にやむを得ず一時保護期間が長期化する子どもについては、特段の配慮が必要であり、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携協力を図り、具体的な対策について多角的に検討し、就学機会の確保に努めること。

第7章 各種機関との連携

第9節 児童福祉施設等又は里親等との関係

1. 基本的事項

(1) 児童福祉施設等又は里親等に対する措置は児童相談所の主要業務の一つであり、その効果的実施のため、児童福祉施設等又は里親等と十分に連携を図る。また、措置中も、児童福祉施設等又は里親等と十分連携を図りつつ、子ども及びその家庭環境の状況等を継続して把握するとともに、必要な指導・援助を行う。

(2) 児童福祉施設に対する措置が行われてから児童福祉施設が子ども等の実態把握・評価に基づき自立支援計画を策定するまでの数ヶ月間は、児童相談所の策定した援助指針を自立支援計画として活用し支援することも差し支えない。

(3) 里親等へ措置された子どもの自立支援計画については、児童相談所が策定する。

自立支援計画は、事前に子どもや保護者等に対して児童相談所の案について十分説明を行い、その意向等を踏まえて策定すること。

(4) 児童福祉施設等又は里親等に対する措置に係る子どもに関し、援助指針又は自立支援計画を策定する際には、児童福祉施設等又は里親等と十分な協議を行うこと。

(5) 個々の措置を的確に行うためには、児童福祉施設等又は里親等の状況を十分把握しておく必要があるため、施設長、指定医療機関の長、里親等との連絡会議を適宜開催し、相互理解、相互信頼を深めておく。

(6) 措置した子どもの経過を把握するため、児童福祉施設等又は里親等から子どもの養育状況に関する報告を年2回程度徴し、また定期的に訪問したり、合同で会議を行う等相互の連携を十分に図る。

(7) 児童相談所は、措置を行う場合及び措置の解除、停止、変更、在所期間の延長を行う場合のほか退所後の援助方法等についても児童福祉施設等又は里親等と連携を図る。

(8) 児童福祉施設等に入所している又は里親等に委託されている子どもの保護者等の状況を把握する際には各施設等の協力を得る。

(9) 児童福祉施設が退所した子どもに対し相談その他の援助を行うに当たっては、児童相談所はその状況について報告を求め、援助方針会議等で検討し必要な助言指導等を行う。

○ 市町村児童家庭相談援助指針（平成 17 年 2 月 14 日雇児発第 0214002 号）〈抜粋〉

最終改正：平成 22 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 6 号

第 1 章 市町村における児童家庭相談援助の基本

第 2 節 市町村における児童家庭相談援助の基本（市町村と都道府県の役割分担）

2. 都道府県と市町村の役割分担・連携の基本的考え方

(1) こうした都道府県と市町村の役割分担・連携については、まず市町村は、

- ① 第 10 条第 1 項第三号に掲げる業務（児童家庭相談に応じる等の業務）のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない（児福法第 10 条第 2 項）、
- ② この児童家庭相談に応じる等の業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない（児福法第 10 条第 3 項）

こととされている。

他方、都道府県知事は、市町村の第 10 条第 1 項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができることとされている（児福法第 11 条第 2 項）。

(2) このように、児福法においては、都道府県と市町村の間で適切な役割分担・連携を図りつつ、特に市町村に対しては、現在、市町村において実施されている母子保健サービスや一般の子育て支援サービス等をはじめ、虐待の未然防止や早期発見を中心に積極的な取組を行うことを期待するものである。

具体的には、市町村については、

- ① 住民等からの通告や相談又は乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や新生児訪問指導により把握した一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応可能と判断される比較的軽微なケースについては、市町村を中心に対応する
- ② ケースの緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断される困難なケースについては児童相談所に直ちに連絡する
- ③ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守るとともに、家族が抱えている問題の軽減化を図るなど、自ら対応可能と考えられる比較的軽微なケースへの対応や、重篤なケースに関する窓口、自ら対応してきたケースについて、行政権限の発動を伴うような対応が必要となった場合の児童相談所への連絡等の進行管理を担うことが求められる。

(3) 他方、都道府県（児童相談所）については、こうした市町村相互間の連絡調整や情報提供、市町村職員に対する研修の実施等の必要な援助を行うほか、

- ① 個別のケースに関する初期対応や支援の進捗状況の管理、行政権限の発動の必要性の判断も含め、児童家庭相談への市町村の対応について技術的援助や助言を行うとともに、
- ② 一般の国民等から直接通告や相談を受け、あるいは市町村では対応が困難なケースの送致を受け、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の都道府県にのみ行使が可能な手段も活用しつつ、子どもやその保護者に対する専門的な支援を行う
- ③ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、子どもやその保護者に対し、児童福祉司指導などの専門的な支援を行うことが求められる。

(4) 都道府県（児童相談所）と市町村の役割分担・連携の基本的考え方は以上のとおりであるが、児童家庭相談に関して「軽微」あるいは「専門的」と判断する具体的な基準については、市町村や都道府県の児童家庭相談体制にもよることから、当面、上記の考え方を踏まえつつ、自ら対応することが困難であると市町村が判断したケースについては、

都道府県（児童相談所）が中心となって対応することを基本に、都道府県（児童相談所）と市町村の役割分担・連携の具体的なあり方について十分調整を図り、児童家庭相談への対応に万全を期すことが必要である。なお、以上を踏まえ、市町村と児童相談所における相談援助活動の系統図を示すとおおむね別添1のとおりである。

第3節 市町村における児童家庭相談援助に求められる基本的態度

4. 初期対応や早期対応の重要性

(1) 初期対応の重要性

相談・通告の中には、児童虐待のように子どもの生命に関わる問題が含まれていることから、迅速かつ的確な初期対応を行うことが重要である。その際、来談者の相談内容（主訴）と援助の対象とすべきと考える問題が異なる場合があることに留意する。

また、虐待通告を受けた場合であって、安全確認を必要と判断される事例については、速やかに、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法、児童相談所への送致の要否等の対応方針を決定し、実施する。

なお、安全確認は、市町村職員又は当該市町村が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とする。

また、児童虐待の対応に当たっては、児童相談所との連携が重要であることから、初期対応のあり方等について、あらかじめ児童相談所と協議しておくことが適当である。

5. 児童家庭相談援助の体制

(1) 必要な職員の確保

児童家庭相談については、福祉事務所や保健センターを含め、現に市町村が一定の役割を担っているが、今後とも、児童家庭相談に的確に対応できるよう、必要な職員を確保するとともに、児童家庭相談を担当する職員及び組織としての責任者を明確にしておくことが重要である。

具体的には、児童家庭相談担当や地域協議会の調整機関に児童福祉司たる資格を有する職員や保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員等の専門職を配置する、市町村保健センターや福祉事務所（家庭児童相談室）、地域協議会の機能強化を図った上で積極的に活用する等の対応が考えられる。

(4) 児童家庭相談の質の向上

このような職責の重大性を考えれば、相談援助活動に携わる職員は、相談援助活動に必要な専門的態度、知識技術を獲得していることが必要であり、少なくとも、相談機関は研修のほか児童相談所や外部の専門家からの助言・指導を受けることなどにより職員の専門性の向上に努めなければならない。

また、同時に職員自身も自己研鑽をし、専門性の向上に努めなければならない。

なお、平成20年児福法改正法により、市町村職員に対する研修は、都道府県の業務とされたことから、都道府県の行う研修に積極的に参加することが必要である。

(6) 休日・夜間の体制

市町村は、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所等と緊密に連携し、夜間、休日等の執務時間外であっても相談・通告を受けて適切な対応が採れるよう所要の体制を整備することが必要である。

例えば、当直体制の整備など、自らが通告を受けて適切な対応が取れるような体制の確保に努めるほか、夜間、休日等の執務時間外における電話等による通告の受理について、

- ① 複数の市町村、都道府県の設置する福祉事務所が広域で連携し、輪番制等により担当する。
- ② 児童家庭支援センターなどの民間の相談機関に対応を委託する。
- ③ 児童相談所の担当区域内の市町村、都道府県の設置する福祉事務所への通告について

ては、児童相談所に自動転送し、児童相談所において対応する。
といった手法により対応することとし、通告受理後の対応はケースの緊急度等に応じて行うといった体制を整備することが考えられる。

なお、児童家庭児童家庭支援センターなどの民間の相談機関に対応を委託する場合には、通告内容に関する秘密の保持を徹底するようにすることが必要である。

第2章 児童家庭相談援助の展開における市町村の具体的な役割

第4節 援助方針の決定、援助の実施、再評価

1. 援助方針

援助方針は、相談のあったケースについて、具体的にどのような支援をするのかを示すものであり、調査の結果をもとに、ケース検討会議において決定されるものである。

2. ケース検討会議

(1) ケース検討会議は、調査の結果に基づき、子どもと保護者に対する最も効果的な相談援助方針を作成、確認するために行う。また、現に援助を行っているケースの終結、変更等についても検討を行う。

なお、ケース検討会議は地域協議会（個別ケース検討会議）と一体のものとして開催することができる。

(2) ケース検討会議は、検討すべき内容に基づき、その参加者を考え、適時に開催すること。

なお、ケースの中には比較的軽易な検討で済むものから十分な協議を必要とするものまで含まれているので、柔軟な会議運営を心がける。

(3) 援助内容の決定に当たっては、子どもや保護者等に対して十分説明を行い、その意向等を踏まえて策定すること。

(4) 援助方針は、ケース検討会議の結果に基づきケースの主担当者が作成する。

(5) 会議の経過及び結果はケース検討会議録に記入し、保存する。

(6) 会議の結果を踏まえ、必要なケースについては、地域協議会（実務者会議）で取り上げ、複数の機関が情報を共有し、適切な連携の下で対応していくこととする。

第4章 関係機関との連携

第5節 保育所との関係

(1) 保育所では、登園時や保育活動中などあらゆる機会に児童虐待の早期発見が可能であることから、日頃から保育所との連携を密にし、要保護児童（虐待を受けたと思われる児童を含む。）の通告が早期に図られるよう体制を整えておく。

(2) 保育所から通告又は相談を受けた場合は、市町村の業務の流れ等について十分説明を行うとともに、市町村、保育所それぞれの役割分担を明確にする。特に、保育所を通じて保護者等に市町村への相談を勧める場合は、あらかじめ保育所が保護者等に市町村の役割や業務の流れ等について十分説明し、同意を得るよう保育所の協力を求める。

(3) 市町村は、保育所と協力して育児負担の軽減など保護者の子育てを支援する姿勢で接するものとする。

(4) また、市町村は、保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならないこととされている（児童虐待防止法第13条の2第1項）。

保育所にこの規定の趣旨を十分に説明するなど、保育所の理解も得ながら適切に対応されたい。なお、具体的な取扱いについては、「保育所の入所等の選考の際における特別の支援を要する家庭の取扱いについて」（平成16年8月13日 雇児発第0813003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。

○ 子ども虐待対応の手引き（平成11年3月29日児企第11号）〈抜粋〉

最終改正：雇児総発第0331001号平成21年3月31日

第2章 発生予防

3. 発生を予防するためには、どのような支援が必要か

子ども虐待は、どこにでも起こりうるという認識にたち、一般子育て支援サービスを充実させることが重要であることは言うまでもないが、同時に子ども虐待が発生しやすい家庭環境にいる子どもやその保護者に対する支援を充実させていくことも重要である。これまで様々な実態調査や事例検証を通して、虐待に至るおそれのある要因（リスク要因）が抽出されている。保健・医療・福祉等の関係者が予防的な支援を行うにあたっては、それらの要因を持ち、養育支援を必要としている家庭であるかどうかを判断し、早期に支援につなげることが大切である。

(1) リスク要因を持つ家庭への支援

[1] リスク要因とは

ア. 保護者側のリスク要因

保護者側のリスク要因には、妊娠、出産、育児を通して発生するものと、保護者自身の性格や精神疾患等の身体的・精神的に不健康な状態から起因するものがある。

リスク要因と考えられているものは、望まぬ妊娠・出産や若年の妊娠・出産であり、妊娠・出産を受容することが困難な場合である。また妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児の受容に影響が出たり、妊娠中又は出産後の子どもの長期入院により子どもへ愛着形成が十分行われない場合がある。

また、保護者が妊娠、出産を通してマタニティブルーや産後うつ病等精神的に不安定な状況に陥ったり、元来性格が攻撃的・衝動的であったり、医療につながっていない精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存等がある場合や保護者自身が虐待を受けて育った場合が考えられる。特に、保護者が未熟である場合は、育児に対する不安や日常的な生活ストレスが蓄積しやすい。

イ. 子ども側のリスク要因

子ども側のリスク要因には、乳児期の子ども、未熟児、障害児、何らかの育てにくさを持っている子ども等がある。

ウ. 養育環境のリスク要因

養育環境のリスク要因は、未婚を含むひとり親家庭、内縁者や同居人がいる家庭、子ども連れの再婚家庭、夫婦をはじめ人間関係に問題を抱える家庭、転居を繰り返す家庭、親族や地域社会から孤立した家庭、生計者の失業や転職の繰り返し等で経済不安のある家庭、夫婦の不和、配偶者からの暴力（DV等）、妊娠中であれば定期的な妊婦健康診査を受診しない等胎児及び自分自身の健康の保持・増進に努力しない、出産後であれば、定期的な乳幼児健康診査を受診しない等不安定な状況にある家庭である。

第3章 通告・相談への対応

2. 通告・相談があった場合にまず何をやるべきか

通告・相談を受理した児童相談所や市町村等は、虐待を受けた子どもの生命を守り、安全を確保することを最優先して対応することが必要である。

虐待が疑われる事例や、将来虐待にいたる可能性の高い事例等も、児童相談所や市町村等が相談や情報提供等を受けたことをもって通告として受理する。

通告・相談を受けた者は、単独で判断せずに速やかに責任者に報告し、緊急受理会議を開催して、初期対応を検討する。

なお、要保護児童対策地域協議会を設置している市町村については、通告内容について調整機関が把握するとともに、ケース進行管理台帳への登載などを行う。

第4章 調査及び保護者・子どもへのアプローチ

1. 調査（安全確認）における留意事項は何か

平成19年の児童虐待防止法改正により、児童虐待の通告に対する児童相談所等の対応に万全を期すため、通告を受けた児童相談所長等に対し、児童等の面会等により児童の安全を確

認するための措置を講ずることが義務づけられ、より実効性のある安全確認手段として、保護者に対する都道府県知事による出頭要求、裁判官の許可状を得た上で行う解錠等を伴う立入といった臨検・捜索等の制度が新たに設けられた。ただし、これらの制度は、立入調査を従前の通りに執行することを阻むものではないことに留意し、事例に応じて適切に使い分けことが求められている。

安全確認や調査については、緊急受理会議等において対応方針等を綿密に決定して着手する必要がある。その方針を決定する際には、保護者や子どもの様々な反応場面を予測して対応策を検討することが重要であり、臨検・捜索等の執行も視野に入れた対応策をとることが求められる。

なお、臨検・捜索等に至る場合には、出頭要求、立入調査、再出頭要求、裁判所の許可というプロセスを踏むこととなるので迅速性を重視すること。例えば、出頭要求から臨検・捜索等までに期間を置くことで、子どもに新たな危険が発生することや転出等により所在が不明になることも考えられるので、着手したら結果を出すまで迅速に対応する必要がある。

(4) 調査（安全確認）に際しての留意事項

[1] 調査の迅速性の確保

虐待は子どもの生命に関わる問題であり、迅速かつ的確な子どもの安全確認を行う必要がある。このため、児童虐待防止法においても、市町村や都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所が虐待通告等を受けた場合には、速やかに子どもの安全確認を行うことが義務づけられた。（児童虐待防止法第8条第2項）。

通告の段階で特に緊急性が予測される場合などには、直ちに対応すべきであるが、生命に関わるなど重大な事件が発生する前の対応を進める上で、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応することを原則とすべきである。（児童虐待防止法第8条第3項）。

こうした観点から、虐待通告（「送致」を含む。）を受けた場合であって、安全確認を必要と判断される事例については、速やかに緊急受理会議を開催し、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法等の対応方針を決定する。

なお、安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、48時間以内とすることが望ましい。なお、この所定時間には、当然のことながら、土日祝日などの閉庁日においても、必要により応急な安全確認と調査等が行える体制が確保することも含まれることは言うまでもない。

また、こうした初期対応のほか、必要に応じて、後日、調査の進展に伴い追加的なアセスメントを適切に実施する。

第11章 関係機関との協働

1. 市町村（要保護児童対策地域協議会）との協働

(2) 市町村と児童相談所の協働

複雑かつ多様化する虐待から子どもを守り・育てていくためには、市町村（要保護児童対策地域協議会）と児童相談所がそれぞれの役割と責任を自覚して、協力して対応しなければならない。

このため、児童相談所が受理した児童虐待相談に関しては、援助指針が策定された段階で子どもが居住する市町村（要保護児童対策地域協議会）にも援助方針を説明し、理解させる必要がある。しかし、例えば、性的虐待で家庭から分離・保護され、多くの機関が情報を持つことが、子どもの心情に反し、かつ、子どもの福祉の増進に資するとは言い難いような例外的な場合は除かれるものと考えている。

また、市町村が受理し、児童相談所に送致しない事例に関しても逐次報告を行うとともに要保護児童対策地域協議会の進行管理における確認作業も忘れてはならない。

8. 保育所、幼稚園・小学校・中学校等との連携

(1) 保育所、幼稚園・小学校・中学校との連携の意義

市町村における児童虐待対策の充実を図るために要保護児童対策地域協議会が法定化され、この協議会を構成する主要機関である保育所及び学校（幼稚園・小学校・中学校・高校を含む。以下同じ。）は、児童虐待に関する知識・技術を高め、虐待の予防、発見、対応において重要な役割を發揮しつつある。

保育所及び学校は、昼間子どもたちが家庭から離れ、同年齢集団等の中で学び、遊び、生活する場であることから、虐待を受けている子どもや不適切な養育環境にある子どもにとって、昼間、家庭から離れ、保育所や学校において、心身の健康と安全が保障されるとともに、家庭での生活状態を日々観察する機会がもてることの意義は大きく、関係者には、より深い子どもの理解と人権擁護等への認識が求められる。

(2) 保育所、学校等の連携にあたっての留意事項

[1] 発見通告時の現場のとまどい

虐待されている子どもは、自分から「虐待されている」と訴えてくることはほとんどない。外傷等で明らかな場合を除けば、多くの場合、教師や保育士によって子どもの雰囲気や様子から虐待が発見される。

しかし、保護者は「子どもが悪いことをしたので叱った」と言い張り、また教師等も虐待する現場を直接見ることは少なく、伝聞・推測情報が中心になる。そのため現場では「どこまでが虐待か」「親との関係がこじれる」等について迷うこともしばしばあると聞かすが、躊躇せずに通告する意識を繰り返して周知していくこと重要である。

保育所については「保育所保育指針」が平成20年3月28日厚生労働省告示第141号として告示され（平成21年施行予定）、その第5章「健康及び安全」及び第6章「保護者に対する支援」に保育所における子どもへの虐待等への対応が規定されている。第5章では、「1. 子どもの健康支援」として、「子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること」としている。また、第6章では、「2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援」として、保護者に育児不安等が見られる場合、不適切な養育が疑われる場合、虐待が疑われる場合とそれぞれの対応について明記している。保育所においては、こうした書き分けを十分理解し、虐待が疑われる前の段階での迅速かつ適切な対応が重要であると認識する必要がある。

全国の保育所においては、日常的かつ継続的に子どもや保護者と関わる中で、保護者の子育てを支援し、虐待の芽を摘むなどの適切な対応が求められる。特に告示化された保育指針を踏まえて各保育所が保育所の役割や機能を適切に發揮することが望まれる。

[2] 通告の仕方

子どもが所属している現場から通告するに当たっては、

- ア. 「疑い」の段階でよいから早めに知らせる。
- イ. 通告の第一報は、電話でも差し支えないが、後日通告書面を送付する。
- ウ. クラス担任等の担当者の判断でかまわないが、できれば組織としての判断があった方が調査の時などに混乱が少ない。
- エ. 診断書や写真等の虐待を証明する資料は、あった方がいいが、必ずしも必要ない。
- オ. 虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録しておく。

9. 医療機関との連携

(1) 児童相談所及び市町村との関係

児童虐待防止法第5条において、病院や医師について児童虐待の早期発見の努力義務が課せられたことなどから、虐待の早期発見やその後のケアにおいて医療機関との連携は今後ますます重要になる。地域の医療機関に対し、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告窓口を周知するなどにより、虐待の問題を医療機関が発見した場合には、速やかに市町村や児童相談所に通告されるよう体制を整えておくとともに、子どもの身体的・精神的な外傷に対する治療や、精神医学的治療を必要とする保護者の治療が適切に行われるよう体制整備に努める。また、要保護児童対策地域協議会による援助が適切かつ円滑に行われるためには、地域の医師会や医療機関との連携は必要不可欠であり、虐待について対応してもらえ医療機関の確保に努めることも必要である。

○ 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）〈抄〉

最終改正：平成 23 年政令第 308 号

第 2 条 法第 13 条第 1 項の規定により置かれる児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）の担当区域は、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね 5 万から 8 万までを標準として定めるものとする。

○ 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）〈抄〉

最終改正：平成 23 年厚生労働省令第 123 号

第 35 条 法第 12 条の 4 の規定による児童を一時保護する施設の設備及び運営については、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準の規定（家庭支援専門相談員に係る部分及び同令第 42 条第 6 項ただし書を除く。）を準用する。この場合において、同条第 1 項ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、児童 10 人以下を一時保護する施設にあつては個別対応職員を」と、同条第 3 項中「心理療法を行う必要があると認められる児童 10 人以上」とあるのは「一時保護する児童」と読み替えるものとする。

○ 児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）〈抄〉

最終改正：平成 23 年厚生労働省令第 123 号

第 1 章 総則

（この省令の趣旨）

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 45 条の規定による児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準（以下「最低基準」という。）は、この省令の定めるところによる。

（最低基準の目的）

第 2 条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

第 3 章 乳児院

（設備の基準）

第 19 条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）10 人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 寝室の面積は、乳幼児 1 人につき 2.47 平方メートル以上であること。
- 三 観察室の面積は、乳児 1 人につき 1.65 平方メートル以上であること。

第 20 条 乳幼児 10 人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。
- 二 乳幼児の養育のための専用の室の面積は、1 室につき 9.91 平方メートル以上とし、乳幼児 1 人につき 2.47 平方メートル以上であること。

（職員）

第 21 条 乳児院（乳幼児 10 人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、乳幼児 20 人以下を入所させる施設にあっては個別対応職員を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

- 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に 5 年以上従事した者又は法第 13 条第 2 項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 3 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者 10 人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 5 看護師の数は、乳児及び満 2 歳に満たない幼児おおむね 1.7 人につき 1 人以上、満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 2 人につき 1 人以上、満 3 歳以上の幼児おおむね 4 人につき 1 人以上（これらの合計数が 7 人未満であるときは、7 人以上）とする。
- 6 看護師は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児 10 人の乳児院には 2 人以上、乳幼児が 10 人を超える場合は、おおむね 10 人増すごとに 1 人以上看護師を置かなければならない。
- 7 前項に規定する保育士のほか、乳幼児 20 人以下を入所させる施設には、保育士を 1 人以上置かなければならない。

第 22 条 乳幼児 10 人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 看護師の数は、7人以上とする。ただし、その1人を除き、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。

第4章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第26条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
- 二 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること。
- 三 母子室の面積は、30平方メートル以上であること。
- 四 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。
- 五 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。

(職員)

第27条 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設の母子支援員及び少年を指導する職員の数は、それぞれ2人以上とする。

第7章 児童養護施設

(設備の基準)

第41条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員は、これを6人以下とし、その面積は、1人につき3.3平方メートル以上とする。
- 三 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- 四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- 五 児童30人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- 六 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。

(職員)

第42条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 3 心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

- 4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。
- 6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね6人につき1人以上とする。ただし、児童45人以下を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。
- 7 看護師の数は、乳児おおむね1.7人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。

第9章の5 情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

第74条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童の居室の1室の定員は、これを4人以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル以上とすること。
- 三 男子と女子の居室は、これを別にすること。
- 四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(職員)

第75条 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。
- 4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 5 心理療法担当職員の数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。
- 6 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童5人につき1人以上とする。

第10章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第79条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあってはこの限りでない。

- 2 前項に規定する設備以外の設備については、第41条(第二号ただし書を除く。)の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。

(職員)

第80条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員(児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。)、児童生活支援員(児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければなら

- ない。ただし、児童 40 人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に 5 年以上従事した者又は法第 13 条第 2 項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - 3 心理療法を行う必要があると認められる児童 10 人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
 - 4 心理療法担当職員は、学校教育法 の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法 の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する 1 年以上の経験を有するものでなければならない。
 - 5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。
 - 6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童 5 人につき 1 人以上とする。

○ 本評価に係る調査担当部局、調査対象機関等

【調査担当部局】

総務省

行政評価局：評価監視官（内閣、総務、厚生労働、防衛担当）

管区行政評価局：全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所（石川）

【実地調査期間】

平成 22 年 4 月から同年 7 月まで

【調査対象機関等】

調査対象機関：内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省

関連調査等対象機関：都道府県（26）

都道府県児童相談所（30）

都道府県警察（26）

都道府県教育委員会（26）

政令指定都市及び児童相談所設置市（10）

政令指定都市及び児童相談所設置市児童相談所（10）

市町村（39）

市町村教育委員会（28）（政令指定都市及び児童相談所設置市の教育委員会を含む。）

保育所（17）

小・中学校（42）

関係団体等

○ 政策評価・独立行政法人評価委員会 政策評価分科会委員名簿
(平成 23 年 4 月現在)

(敬称略)

区分	氏名	所属(職名)
委員長	岡 素之	住友商事(株)代表取締役会長
委員長代理	阿曾沼 元博	順天堂大学客員教授 医療法人社団滉志会副理事長
政策評価 分科会長	谷藤 悦史	早稲田大学政治経済学術院教授
委員	藤井 真理子	東京大学先端科学技術研究センター教授
	森泉 陽子	神奈川大学経済学部教授
臨時委員	青山 彰久	読売新聞東京本社編集委員
	牛尾 陽子	財団法人東北活性化研究センター アドバイザーフェロー
	小野 達也	鳥取大学地域学部教授
	加藤 浩徳	東京大学大学院工学系研究科准教授
	門脇 英晴	(株)日本総合研究所特別顧問
	城所 幸弘	政策研究大学院大学教授
	小峰 隆夫	法政大学大学院政策創造研究科教授
	佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科教授
	清水 涼子	公認会計士 関西大学大学院会計研究科教授
	白石 小百合	横浜市立大学国際総合科学部教授
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	立花 宏	(株)情報通信総合研究所特別研究員
	田中 常雅	東京商工会議所特別顧問 東京商工会議所人口政策委員会共同委員長
	田中 弥生	独立行政法人大学評価・学位授与機構准教授
	堤 盛人	筑波大学大学院システム情報工学研究科准教授
	中泉 拓也	関東学院大学経済学部准教授
前多 康男	慶応義塾大学経済学部教授	
森田 朗	東京大学公共政策大学院・法学政治学研究科教授	
専門委員	大竹 文雄	大阪大学社会経済研究所教授

○ 「児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）」に係る研究会

1 研究会メンバー（敬称略・五十音順）

（平成 22 年 12 月現在）

氏 名	所 属（職 名）
かしわめ 柏女 れいほう 靈峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
さいむら 才村 じゅん 純	関西学院大学人間福祉学部人間科学科教授
せきぐち 関口 ひろひさ 博久	宮城教育大学特別支援教育総合研究センター長 宮城教育大学教職大学院教授
たけした 竹下 りえこ 利枝子	千葉県中央児童相談所長
つざき 津崎 てつろう 哲郎	花園大学社会福祉学部社会福祉学科教授
まつぼら 松原 やすお 康雄	明治学院大学副学長 明治学院大学社会学部社会福祉学科教授
よしだ 吉田 つねお 恒雄	駿河台大学法学部長 駿河台大学法学部法律学科教授

2 開催状況

区分	開催年月日	主な検討項目
第 1 回	平成 21 年 11 月 6 日	評価計画等について
第 2 回	平成 22 年 3 月 5 日	実施計画等について
第 3 回	平成 22 年 12 月 27 日	方向性について

○ 児童相談所における児童虐待相談対応件数(都道府県別)の推移

(単位：件)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
北海道	862	954	1,417	1,644	1,675	1,593
青森県	293	332	414	445	475	692
岩手県	277	303	288	273	293	361
宮城県	924	847	1,032	1,048	949	-
秋田県	133	186	249	249	217	280
山形県	130	129	224	258	246	282
福島県	157	250	268	238	200	-
茨城県	585	646	596	536	718	928
栃木県	542	521	477	508	486	810
群馬県	472	581	624	539	526	626
埼玉県	2,151	2,347	2,359	2,736	2,585	3,493
千葉県	1,495	1,559	1,959	2,745	2,655	2,958
東京都	3,146	3,265	3,307	3,229	3,339	4,450
神奈川県	3,452	3,617	4,541	5,767	5,676	7,466
新潟県	526	675	840	843	805	896
富山県	248	260	336	298	257	258
石川県	211	251	352	348	476	538
福井県	163	242	182	142	151	181
山梨県	253	304	340	401	404	411
長野県	599	547	535	530	517	839
岐阜県	470	479	530	559	450	672
静岡県	768	816	871	872	1,107	1,383
愛知県	1,403	1,671	1,689	1,525	1,378	1,970
三重県	533	524	527	395	541	858
滋賀県	645	709	762	716	745	961
京都府	632	1,007	1,010	993	987	1,269
大阪府	4,632	4,383	4,498	4,354	5,436	7,646
兵庫県	983	1,341	1,373	1,552	1,536	2,299
奈良県	531	570	682	605	639	728
和歌山県	293	316	457	431	423	603
鳥取県	99	75	47	86	68	49
島根県	98	160	141	178	139	124
岡山県	829	1,039	1,048	915	1,021	1,069
広島県	1,230	1,508	1,580	1,378	1,633	1,989
山口県	197	304	282	251	272	257
徳島県	200	236	343	391	401	444
香川県	400	420	468	489	569	588
愛媛県	311	258	278	319	272	312
高知県	164	146	158	184	155	142
福岡県	1,574	1,723	1,609	1,555	1,660	1,767
佐賀県	85	114	107	109	119	140
長崎県	279	223	196	285	197	261
熊本県	295	287	320	391	354	663
大分県	426	530	527	522	546	905
宮崎県	181	220	195	287	365	451
鹿児島県	144	84	140	135	113	122
沖縄県	451	364	440	408	435	420
合 計	34,472	37,323	40,618	42,662	44,211	55,154

(注) 1 福祉行政報告例(厚生労働省)に基づき当省が作成した。

2 平成22年度の件数は、宮城県、福島県及び仙台市を除いて集計した数値である。

○ 市町村における児童虐待相談対応件数(都道府県別)の推移

(単位：件)

都道府県名	19年度	20年度	21年度
北海道	1,454	1,447	1,622
青森県	96	82	92
岩手県	458	481	455
宮城県	1,070	1,076	1,292
秋田県	303	196	263
山形県	118	211	154
福島県	455	417	450
茨城県	978	857	883
栃木県	559	452	541
群馬県	444	524	511
埼玉県	1,779	2,130	2,127
千葉県	2,261	2,693	2,863
東京都	4,953	4,838	5,510
神奈川県	2,988	3,373	2,464
新潟県	815	839	929
富山県	322	383	195
石川県	298	238	265
福井県	236	186	181
山梨県	315	348	322
長野県	828	686	654
岐阜県	438	600	500
静岡県	1,468	1,403	1,678
愛知県	2,409	2,139	2,337
三重県	799	852	745
滋賀県	1,928	2,307	2,791
京都府	1,197	1,383	1,518
大阪府	7,064	8,194	9,444
兵庫県	2,719	3,257	3,910
奈良県	716	726	961
和歌山県	369	308	325
鳥取県	148	142	112
島根県	272	251	172
岡山県	971	1,080	1,119
広島県	1,017	847	925
山口県	519	379	402
徳島県	228	229	277
香川県	487	473	552
愛媛県	205	320	332
高知県	350	445	297
福岡県	2,520	2,224	2,470
佐賀県	206	213	224
長崎県	365	381	478
熊本県	622	667	583
大分県	743	594	1,035
宮崎県	409	544	538
鹿児島県	350	323	415
沖縄県	646	544	693
合 計	49,895	52,282	56,606

(注) 福祉行政報告例(厚生労働省)に基づき当省が作成した。

○ 児童虐待相談の各種の対応件数の推移

1 児童相談所における児童虐待相談の各種の対応件数

表 児童虐待の相談種別別件数

(単位：件、%)

年度 \ 区分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成 19	16,296 (40.1)	15,429 (38.0)	1,293 (3.2)	7,621 (18.8)	40,639 (100)
20	16,343 (38.3)	15,905 (37.3)	1,324 (3.1)	9,092 (21.3)	42,664 (100)
21	17,371 (39.3)	15,185 (34.3)	1,350 (3.1)	10,305 (23.3)	44,211 (100)

表 主な虐待者別件数

(単位：件、%)

年度 \ 区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	総数
平成 19	9,203 (22.6)	2,569 (6.3)	25,359 (62.4)	583 (1.4)	2,925 (7.2)	40,639 (100)
20	10,632 (24.9)	2,823 (6.6)	25,807 (60.5)	539 (1.3)	2,863 (6.7)	42,664 (100)
21	11,427 (25.8)	3,108 (7.0)	25,857 (58.5)	576 (1.3)	3,243 (7.3)	44,211 (100)

表 被虐待者の年齢別件数

(単位：件、%)

年度 \ 区分	0～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成 19	7,422 (18.3)	9,727 (23.9)	15,499 (38.1)	5,889 (14.5)	2,102 (5.2)	40,639 (100)
20	7,728 (18.1)	10,211 (23.9)	15,814 (37.1)	6,261 (14.7)	2,650 (6.2)	42,664 (100)
21	8,078 (18.3)	10,477 (23.7)	16,623 (37.6)	6,501 (14.7)	2,532 (5.7)	44,211 (100)

表 相談の経路別件数

(単位：件、%)

年度 \ 区分	保育所	学校	医療機関	近隣・知人	その他	総数
平成 19	800 (2.0)	4,884 (12.0)	1,683 (4.1)	5,756 (14.2)	27,516 (67.7)	40,639 (100)
20	829 (1.9)	4,454 (10.4)	1,811 (4.2)	6,132 (14.4)	29,438 (69.0)	42,664 (100)
21	787 (1.8)	4,858 (11.0)	1,745 (3.9)	7,615 (17.2)	29,206 (66.1)	44,211 (100)

2 市町村における児童虐待相談の各種の対応件数

表 児童虐待の相談種別別件数

(単位：件、%)

年度 \ 区分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成 19	17,845(35.8)	22,329(44.8)	821(1.6)	8,900(17.8)	49,895 (100)
20	18,641(35.7)	22,814(43.6)	832(1.6)	9,995(19.1)	52,282 (100)
21	21,088(37.3)	23,099(40.8)	800(1.4)	11,619(20.5)	56,606 (100)

表 主な虐待者別件数

(単位：件、%)

年度 \ 区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	総数
平成 19	10,090(20.3)	2,244(4.5)	33,674(67.6)	614(1.2)	3,136(6.3)	49,758 (100)
20	10,904(20.9)	2,361(4.5)	35,274(67.5)	685(1.3)	3,058(5.8)	52,282 (100)
21	12,259(21.7)	2,668(4.7)	37,337(66.0)	777(1.4)	3,565(6.3)	56,606 (100)

表 被虐待者の年齢別件数

(単位：件、%)

年度 \ 区分	0～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成 19	10,744(21.5)	14,182(28.4)	17,854(35.8)	5,552(11.1)	1,563(3.1)	49,895 (100)
20	11,451(21.9)	14,637(28.0)	18,723(35.8)	5,732(11.0)	1,739(3.3)	52,282 (100)
21	12,280(21.7)	15,981(28.2)	20,268(35.8)	6,220(11.0)	1,857(3.3)	56,606 (100)

表 相談の経路別件数

(単位：件、%)

年度 \ 区分	保育所	学校	医療機関	近隣・知人	その他	総数
平成 19	4,640(9.3)	7,218(14.5)	949(1.9)	4,891(9.8)	32,197(64.5)	49,895 (100)
20	4,761(9.1)	7,335(14.0)	1,059(2.0)	5,494(10.5)	33,633(64.3)	52,282 (100)
21	5,328(9.4)	8,386(14.8)	1,049(1.9)	6,696(11.8)	35,147(62.1)	56,606 (100)

- (注) 1 これらの表は、福祉行政報告例（厚生労働省）に基づき当省において作成した。
 2 割合については、四捨五入による表記のため、合計が 100 にならない場合がある。

○ 児童虐待相談対応件数（対応の種類別）の推移

表 児童相談所における児童虐待相談対応件数（対応の種類別）の推移

(単位：件、%)

区分 年度	総数	主な対応の種類						
		助言指導	継続指導	他機関 あつせん	児童福祉 司指導	児童福祉 施設通 所・入所	里親委託	その他
平成17年度	34,531 (100)	14,862 (43.0)	12,828 (37.1)	380 (1.1)	1,360 (3.9)	3,621 (10.5)	243 (0.7)	1,237 (3.6)
18年度	37,656 (100)	14,477 (38.4)	15,681 (41.6)	408 (1.1)	1,465 (3.9)	3,874 (10.3)	251 (0.7)	1,500 (4.0)
19年度	41,310 (100)	15,609 (37.8)	17,408 (42.1)	611 (1.5)	1,574 (3.8)	3,913 (9.5)	345 (0.8)	1,850 (4.5)
20年度	43,291 (100)	17,112 (39.5)	17,520 (40.5)	658 (1.5)	1,843 (4.3)	3,880 (9.0)	282 (0.7)	1,996 (4.6)
21年度	44,877 (100)	19,149 (42.7)	17,400 (38.8)	494 (1.1)	1,760 (3.9)	3,719 (8.3)	312 (0.7)	2,043 (4.6)

表 市町村における児童虐待相談対応件数（対応の種類別）の推移

(単位：件、%)

区分 年度	総数	主な対応の種類				
		助言指導	継続指導	他機関 あつせん	児童相談 所送致	その他
平成18年度	48,457 (100)	12,416 (25.6)	23,459 (48.4)	3,571 (7.4)	3,885 (8.0)	5,126 (10.6)
19年度	51,618 (100)	13,509 (26.2)	25,349 (49.1)	3,172 (6.1)	3,131 (6.1)	6,457 (12.5)
20年度	53,020 (100)	12,834 (24.2)	27,491 (51.9)	3,167 (6.0)	2,647 (5.0)	6,881 (13.0)
21年度	57,299 (100)	13,134 (22.9)	31,773 (55.5)	2,902 (5.1)	2,490 (4.3)	7,000 (12.2)

(注) 1 福祉行政報告例（厚生労働省）に基づき当省が作成した。

2 割合については、四捨五入による表記のため、合計が100にならない場合がある。

○ 平成22年度「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」の実施状況

(平成22年7月1日現在)

	市区町村数	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		養育支援訪問事業		市区町村数	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		養育支援訪問事業	
		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	179	160	89.4%	103	57.5%	19	17	89.5%	15	78.9%
青森県	40	34	85.0%	15	37.5%	26	21	80.8%	19	73.1%
岩手県	34	34	100.0%	28	82.4%	43	34	79.1%	34	79.1%
宮城県	35	35	100.0%	31	88.6%	41	41	100.0%	28	68.3%
秋田県	25	23	92.0%	9	36.0%	39	28	71.8%	21	53.8%
山形県	35	34	97.1%	21	60.0%	30	27	90.0%	15	50.0%
福島県	59	54	91.5%	32	54.2%	19	19	100.0%	15	78.9%
茨城県	44	44	100.0%	29	65.9%	21	21	100.0%	16	76.2%
栃木県	27	27	100.0%	20	74.1%	27	27	100.0%	27	100.0%
群馬県	35	33	94.3%	22	62.9%	23	23	100.0%	15	65.2%
埼玉県	64	56	87.5%	35	54.7%	19	19	100.0%	13	68.4%
千葉県	54	46	85.2%	28	51.9%	24	23	95.8%	15	62.5%
東京都	62	49	79.0%	48	77.4%	17	17	100.0%	9	52.9%
神奈川県	33	26	78.8%	19	57.6%	20	17	85.0%	9	45.0%
新潟県	30	30	100.0%	18	60.0%	34	21	61.8%	16	47.1%
富山県	15	15	100.0%	9	60.0%	60	48	80.0%	33	55.0%
石川県	19	19	100.0%	19	100.0%	20	19	95.0%	12	60.0%
福井県	17	15	88.2%	7	41.2%	21	21	100.0%	15	71.4%
山梨県	27	25	92.6%	20	74.1%	45	36	80.0%	18	40.0%
長野県	77	67	87.0%	37	48.1%	18	16	88.9%	10	55.6%
岐阜県	42	40	95.2%	23	54.8%	26	17	65.4%	7	26.9%
静岡県	35	34	97.1%	21	60.0%	43	28	65.1%	13	30.2%
愛知県	57	55	96.5%	40	70.2%	41	39	95.1%	14	34.1%
三重県	29	27	93.1%	18	62.1%	1,750	1,561	89.2%	1,041	59.5%
						全 国 計				

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。
 2 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

○ 妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について
(平成23年7月27日雇児総発0727第4号・雇児総発0727第3号)

各

都道府県
指定都市
中核市
保健所設置市
特別区

 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
母子保健課長

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別のご高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省の社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において把握及び分析した児童虐待による死亡事例については、生後間もない子どもをはじめとした乳児期の子どもが多くを占めており、その背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題があるものと考えられる。

このため、妊娠・出産・育児期において、養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握し、速やかに支援を開始するために保健・医療・福祉の連携体制を整備することが重要である。今般、上記のような状況に鑑み、その留意事項などをまとめたので、本通知を踏まえつつ、妊娠期からの養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援のための連携体制の整備をお願いするとともに、都道府県におかれては、本通知について管内の市町村や医療機関等の関係機関に周知を図りたい。

また、医療機関との連携体制の整備は、管内の医療機関等の協力を得る必要があることから、日本医師会、日本産婦人科医会等の関係団体に別途協力を依頼している。

なお、本通知の施行に伴い、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制について」（平成20年3月31日雇児総発第0331003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）は廃止する。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 目的

妊娠・出産・育児期において、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題等の悩みを抱える母親などの養育支援を特に必要とする家庭をできるだけ早期に把握し、各関係機関が連携し養育支援を行うことにより、家庭の養育力の向上を図り、もって児童虐待の予防に資することを目的とする。

2 対象家庭

保健・医療・福祉の各関係機関で情報共有や連携した養育支援の対象となる家庭は、医療機関や市町村等において、出産前からも含め早期に養育支援を行うことが特に必要であると判断した家庭を対象とする。

3 各関係機関の役割

1) 市町村の役割

- ① 妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付時は、相談支援のきっかけとなることから、窓口で保健師や助産師等が別表に示す項目を参考に対応することにより、妊婦の身体的・精神的・経済的状态などの把握に努める。
- ② 支援の必要があると判断される場合には、妊産婦訪問指導や養育支援訪問事業による訪問等により経過観察を行う。また、経済的問題や里親制度に関する相談については、適切

な窓口等を紹介する。

- ③ ①、②により、特に支援が必要であると判断される場合には、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会。以下「地域ネットワーク」という。）に情報提供を行い、支援方針について協議する。地域ネットワークにおいては、個別ケース検討会議を行い、養育に関する問題を明らかにするとともに関係機関が連携して当該家庭に必要な支援を行う。
- ④ ①～③の過程において、支援対象家庭の状態に応じて、出産後の一時保護などの対応について、児童相談所と協議を行う。
- ⑤ なお、地域ネットワークは、産科や小児科等の医療機関に加わってもらうなど妊娠・出産・育児期における支援について連続性をもって検討できる体制とする。
また、妊産婦等が、産科と精神科等の複数の医療機関を受診している場合などには、関係機関間での情報共有・連携ができるよう調整する。
- ⑥ 医療機関から市町村に養育支援が必要な家庭の情報提供があった場合、当該家庭が地域ネットワークの対象ケースの該当の有無を確認し、必要な情報収集を行い次の対応を行う。
ア) 地域ネットワークの対象ケースである場合、必要に応じ、地域ネットワークにおいて、医療機関を含めた関係機関との情報共有及び支援内容の協議を行い、支援内容の見直しを行う。支援を行っていない場合、妊産婦や新生児の訪問指導、養育支援訪問事業等により早急に対応する。
イ) 対象ケースに該当していない場合は、妊産婦や新生児の訪問指導等の実施により状況を把握し、特に支援が必要と見込まれる場合には、ア)と同様に、医療機関を含めた関係機関との情報共有及び支援内容の協議を行い、必要な支援を実施する。
- ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業等の実施に当たって、医療機関への事業の委託が適当と判断される場合には、これらの事業の実施を委託しても差し支えない。ただし、市町村は、事業委託先に対して必要な情報提供を行うとともに、事業委託先からの報告を受けて、地域ネットワークを活用しつつ、当該家庭に必要な支援を総合的に検討する。この養育支援訪問事業の実施については、「養育支援訪問事業ガイドライン」（平成21年3月16日付雇児発第0316002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参考とすること。

2) 医療機関の役割

- ① 産科、新生児科、小児科をはじめとする医療機関が、別表に示す項目に該当する妊産婦又は子どもがいる家庭のうち、早期に養育支援を行うことが特に必要であると判断した場合は、必要な支援につなげるために、患者が居住する市町村に情報提供を行う。妊婦健康診査を受診しておらず、分娩時が初診の産婦については、特に留意が必要である。
- ② 情報提供の際、対象となる者に対して当該情報提供の概要を説明するとともに、居住している市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となりうることを説明し、同意を得ること。
なお、情報提供については、別添1「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について」（平成16年3月10日付雇児総発第0310001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づく情報提供を行った医療機関は診療情報提供料として診療報酬上の算定ができる。この算定に係る「診療報酬の算定方法の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日保医発0305第1号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官通知）の関連する事項は、別添2、3のとおりである。
- ③ 医療機関は市町村への情報提供後、市町村と情報を共有するとともに、連携して妊産婦や子どもに対する医療の提供を行う。この時、市町村との連絡等の窓口となる部署や担当者を事前に決めておくことが望ましい。
- ④ ①の情報提供の同意が得られない場合であっても、対象となる者に対して、居住する地域の母子保健サービスや相談窓口等について必要な情報提供を行うなどの対応をする。
ただし、医療機関は、地域ネットワークから資料又は情報の提供の求めがあった場合、情報提供対象者の同意がなくとも必要な情報を提供することは可能である。なお、医療機関自ら地域ネットワークに参画している場合は、地域ネットワークの構成機関として、支

援が必要な妊産婦や子どもがいる家庭等に関する情報の交換を行うとともに、支援の内容についての協議を行うことができる。

- ⑤ 産科以外の診療科に別表に該当する妊婦が受診した場合には、産科と連携して医療の提供を行う。
- ⑥ 望まない妊娠は児童虐待のリスクであり、また人工妊娠中絶を経験した女性の約1/3は人工妊娠中絶を複数回受けており※、望まない妊娠を繰り返していると考えられる。そのため、産科医療機関においては、人工妊娠中絶を受けた女性に対して、特に留意して、適切な避妊指導等を行うことが望ましい。
- ⑦ また、別表に示す項目に該当しない家庭についても産科医療機関では平素より、子育て中のストレスへの対処、乳幼児揺さぶられ症候群の予防、産後うつ等について、保健指導等を行うことが望ましい。
- ⑧ 児童虐待を受けたと思われる子どもを把握した場合、児童虐待防止法（平成12年法律第82号）に基づき、市町村の虐待対応窓口、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告を行う。

※ 平成22年度厚生労働科学研究費補助金（育成疾患克服等次世代育成基盤研究事業）「望まない妊娠防止対策に関する総合的研究」（主任研究者：竹田省順天堂大学医学部産科婦人科学講座教授）

3) 都道府県の役割

- ① 都道府県は、地域における妊娠・出産・育児期の保健・医療・福祉の連携体制について状況を把握するとともに、管内の各関係機関に対して実施に当たっての調整を行い、連携体制の整備を推進する。
- ② 地域連携の好事例を把握して他の地域や医療機関に周知するなどして、管内の各関係機関の養育支援を特に必要とする家庭への対応の水準の向上に努める。
- ③ 連携体制の整備の推進に当たり、母子保健医療対策等総合支援事業の「子どもの心の診療ネットワーク事業」（平成23年3月29日雇児発第0329第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を活用し、都道府県の拠点病院を中心として連携体制の整備を進めることも可能である。

4 その他

本通知に基づく体制整備に当たっては、地方自治体の担当部署（母子保健、児童福祉）、関係機関、関係団体等により連携体制を十分検討することが必要である。なお、この仕組みの立ち上げや立ち上げ後の周知のための経費については、「安心子ども基金」の「児童虐待防止対策の強化」として支出して差し支えないことを、念のため、申し添える。

別表 情報提供の対象となりうる例

(社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会検証事例等から抽出)

<p>保護者の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分娩時が初診 ・ 精神疾患がある（産後うつを含む） ・ 知的障害がある ・ 虐待歴・被虐待歴がある ・ アルコールまたは薬物依存が現在または過去にある ・ 長期入院による子どもとの分離 ・ 妊娠・中絶を繰り返している ・ 望まない妊娠（産みたくない、産みたいけれど育てる自信がない等） ・ 初回健診時期が妊娠中期以降 ・ 多子かつ経済的困窮 ・ 妊娠・出産・育児に関する経済的不安（夫婦ともに不安定な就労、無職等） ・ 若年（10代）妊娠 ・ 多胎 ・ 一人親・未婚・連れ子がある再婚 ・ 産後、出産が原因の身体的不調が続いている ・ 子どもを抱かない等子どもの世話を拒否する ・ 子どもをかわいいと思えないなどの言動がある ・ 夫や祖父母等家族や身近の支援がない ・ 医療を必要とする状況ではないが子どもを頻繁に受診させる ・ 育児知識・育児態度あるいは姿勢に極端な偏りがある ・ 衣服等が不衛生 ・ DVを受けている ・ 過去に心中の未遂がある
<p>子どもの状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 胎児に疾病、障害がある ・ 先天性疾患 ・ 出生後間もない長期入院による母子分離 ・ 行動障害（注意集中困難、多動、不適応、攻撃性、自傷行為等） ・ 情緒障害（不安、無関心、分離、反抗など） ・ 保護者が安全確保を怠ったことによる事故（転倒・転落・溺水・熱傷等） ・ アレルギーや他の皮膚疾患はないが難治性のおむつかぶれがある場合 ・ 多胎 ・ 低出生体重児 ・ 身体発育の遅れ（低体重、低身長） ・ 運動発達・言語発達・認知発達の遅れ ・ 健診未受診、予防接種未接種 ・ 衣服等が不衛生 ・ 糖質の過剰摂取や栄養の偏りによると思われる複数の齲歯等

○ 妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について
 (平成23年7月23日雇児総発0727第1号・雇児福発0727第1号・雇児母発0727第1号)

各	}	都道府県	児童福祉・母子保健主管部(局)長 殿
		指定都市	
		中核市	
		保健所設置市	
		特別区	

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

家庭福祉課長

母子保健課長

妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別のご高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、出産や育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口については、「出産や育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口の周知等について」(平成19年4月5日付雇児総発第0405001号)などにより周知を依頼しており、また、平成23年7月20日公表の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第7次報告)(社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会)」においては、日齢0日児の死亡事例が報告され、妊娠等について悩みを抱える者のための相談体制の充実などが提言されたところである。

しかし、これらの妊娠等に関する相談窓口については、妊娠等について悩みを抱える者のみならず、医療機関を始めとする関係機関に対しても周知が必ずしも行き届いていないことや、妊娠等についての相談は、妊娠という事実に対する悩みや経済面・育児面等の不安など多岐にわたり、ひとつの相談機関で完結することは困難であることなどから、種々の相談機関の連携が必要であることを踏まえ、妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制を整備するため、下記についてご対応いただきたい。併せて、都道府県におかれては、管内市町村にご周知願いたい。

なお、妊娠等に関する相談窓口の周知に当たっては日本医師会・日本産婦人科医会等の関係団体に別途協力を依頼している。

本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 妊娠等に関する相談窓口の設置・周知について

妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制を整備するため、妊娠等に関する相談窓口を設置し、妊娠等に関する相談窓口であることを明示して周知を図ること。

その際、既に設置している女性健康支援センター、児童相談所等の中心的な相談窓口を決めて周知する方法や、身近な複数の相談窓口を周知する方法など、地域の実情に応じて周知する相談窓口を決定すること。

また、妊娠等に関する相談窓口の周知にあたっては、産科医療機関や薬局、大学の保健管理センター等の協力を得るなど、地方自治体の担当部署（母子保健、児童福祉）、関係相談機関、関係団体等で連携を図りたい。周知方法としては、例えば、広報誌やホームページに妊娠等に関する相談窓口を掲載したり、妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付時や集団指導、健康診査時に相談窓口が記載されたリーフレット等を配布することなどが考えられる。

2 各相談窓口での対応

相談者は、「妊娠を周囲に知られたくない」、「出産する費用がない」、「育児に自信がない」等といった多岐にわたる悩みを抱えていることを踏まえ、各相談窓口においては、以下に留意しつつ対応すること。

- (1) 相談者が匿名を希望した場合であっても相談に十分応じること。
- (2) 相談者の悩みに応じて適切な相談機関に相談を繋ぐこと。また、助産施設や里親制度等、社会的養護又は婦人保護制度による保護・支援制度について情報提供を行うなどの対応をすること（別紙1～3参照）。
- (3) 関係団体やNPO法人などが実施している相談事業も必要に応じて活用し、対応可能な相談機関に確実に相談を繋げることとし、相談者の出産後に子どもの養育上の問題等が想定される場合には、相談を引き継いだ機関をはじめ、各関係機関が十分連携を図りながら継続して切れ目のない援助を行うこと。

3 保護・支援制度の活用

相談の結果、出産への経済的支援、社会的養護又は婦人保護制度による保護・支援が必要となった場合は、各相談機関から、児童相談所、婦人相談所又は福祉事務所を通じて、助産施設への入所、里親への委託、乳児院、母子生活支援施設又は婦人保護施設への入所等により、当面の安全確保、妊娠・出産の支援、母子の生活の支援、子どもの保護・養育等を実施すること。

4 体制整備のための支援

本通知に基づく体制整備に当たっては、地方自治体の担当部署（母子保健、児童福祉）、関係相談機関、関係団体等により連携体制を十分検討することが必要である。なお、この仕組みの立ち上げや立ち上げ後の周知のための経費については、「安心こども基金」の「児童虐待防止対策の強化」として支出して差し支えないことを、念のため、申し添える。

また、女性健康支援センターにおける妊娠の相談体制の整備及び広報については、「母子保健医療対策等総合支援事業」を活用いただけることを申し添える。

(別紙1)

<各相談機関に求められる役割(範囲)>

妊娠等に悩む人たちからの相談に対し、各機関に求められる役割等は、それぞれ次に掲げるものと考えられるので、他の機関との役割の違い等を認識し、適切な対応を行うとともに、相互の連携に努めること。

(1) 女性健康支援センター

① 目的・役割

女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えている。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立することとされている。

② 妊婦からの相談について

身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導を行うこととされており、平成23年度から、特に妊娠に悩む者に対する専任相談員を配置することができる。また、対象となる者（特に妊娠に悩む者）が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配付する等広報活動を積極的に行うこととされている。また、相談を受けるに当たっては、医学面のみならず、心理・社会・経済面など総合的に配慮し、適切に他機関との連携を図ることが必要とされている。

(2) 児童相談所

① 目的・役割

児童福祉法においては、児童及び妊産婦の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、必要な調査、判定、指導を行い、児童の一時保護を行うほか、これらに付随する業務を行うこととされている。

② 妊婦からの相談について

保健所や市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所等適切な機関にあっせんするとともに、出産後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めることとされている。また、子どもの出産前であっても必要な場合には要保護児童対策地域協議会等を活用し、出産後の対応について検討することとされている。

子どもが出生後に支援の必要が見込まれる場合は、相談を受理した段階で児童記録票を作成し、一貫した指導・援助の経過を残すほか、出生後の養育が困難と見込まれる場合には、養育里親や乳児院等への措置制度、特別養子縁組制度などについて説明し、同意を得ておくなどの早期対応が必要である。

(3) 都道府県・市町村の母子保健相談窓口（保健所・保健センター）

① 目的・役割

母子保健法においては、都道府県及び市町村の役割として、母性等の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に必要な指導及び助言等を行い、母子保健に関する知識の普及に努めることとされている。また、市町村は、妊産婦若しくはその配偶者等に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導等を行うこととされている。

② 妊婦からの相談について

市町村保健センターは、妊婦の相談内容に応じて保健所や児童相談所、医療機関等と連携を図りながら、必要に応じて妊婦が子どもの出生後に養育支援を受けながら育てられるよう、支援体制を整えておくことが必要である。

子どもの養育が非常に困難である等の相談については、児童相談所との連携の下、妊婦が養育里親や乳児院等への措置制度、特別養子縁組制度等についての知識を得て選択できるよう支援し、医療機関との連携の下、妊娠・出産期における妊産婦の健康を支援する必要がある。

(4) 福祉事務所

① 目的・役割

社会福祉法に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うこととされている。

② 妊婦からの相談について

生活保護法においては、生活に困窮している方に対し、食費をはじめとする日常生活に必要な費用としての生活扶助、家賃等としての住宅扶助、出産費用としての出産扶助など、困窮の程度に応じて必要な保護を行うこととされている。また、保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で入院助産を受けられない場合には、助産施設に入院し、出産に要する費用を助成することとされている。

配偶者（パートナー）からの暴力、借金、家庭不和などの相談を受けた場合には、婦人相談員が対応し、必要に応じて婦人相談所と連絡を取り、被害者の保護を行う。さらに、母子自立支援員による自立支援相談や母子生活支援施設への入所決定などを行っている。

(5) 婦人相談所

① 目的・役割

売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力被害者、その他生活上の困難を抱え、他に解決すべき機関が他にない保護を必要とする女性についての相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的判定等を行い、必要に応じて、当該女性及び同伴家族も含め一時保護と婦人保護施設への入所措置を行う。

② 妊婦からの相談について

婦人相談所において、妊娠・出産を主訴とする相談のほか、配偶者からの暴力被害者や若年の未婚ケース、性暴力被害者など、多様な背景から生活困難な状況にありかつ妊婦である相談ケースについて対応する場合には、相談者の主訴について聞き取るだけでなく、家族背景や妊娠経過のほか、出産後の養育環境等も含め多方面からの調査・把握を行う。必要に応じて、医療機関、福祉事務所等適切な機関と連携するとともに、妊娠に悩む者の相談に応ずる職員を配置している「女性健康支援センター」や「保健センター・保健所」「児童相談所」等と連携するなどし、在宅ケースについては、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会を活用するなどして、必要な支援体制を確保することが望ましい。

(別紙2)

<各保護・支援制度の概要>

妊娠等に悩む人たちからの相談に対応して行う出産への経済的支援、社会的養護又は婦人保護の制度による保護・支援には、それぞれ次に掲げるものがあるので、各相談機関等に周知し、必要とする者への情報提供を行い、活用の促進を図ること。

(1) 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。助産施設は、病院、診療所、助産所であり、入所の申し込みは福祉事務所に対して行う。

(2) 里親、養子縁組

里親制度は、保護者のない児童又は何らかの事情により家庭での養育が困難となった児童を家庭的環境の下での養育を委託する制度。養育里親研修を受講した者を都道府県等が認定し、児童相談所が子どもと里親との適合を行い、委託する。

里親には、養育里親や、養子縁組を希望する里親がある。

特に、乳幼児は、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、心身の成長や発達には不可欠であるため、家庭的な養育環境を提供することが必要である。

養育できない・養育しないという保護者の意向が明確な新生児については、妊娠からの相談を含め、出産した病院から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である。特別養子縁組は6ヶ月以上の養育状況を踏まえ、家庭裁判所の審判により成立し、戸籍上は養親の実子として記載されることになる。実親の妊娠中から里親委託まで切れ目のない支援が行え、実親が安心して出産を迎え、里親と自然に親子関係を作ることができる。

また、家庭裁判所の許可による普通養子縁組の制度もある。

(3) 乳児院

出産後、何らかの事情で家庭での養育が困難となった乳幼児を入所させて、養育し、退所した児童について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。入所中は、看護師、保育士や児童指導員など専門職員が、乳児の心身及び社会性の健全な発育を促進するための養育を行い、病気や障害のある子どもへの対応や親支援を行う。児童相談所が入所措置を行う。

(4) 母子生活支援施設

配偶者のいない女性と、その監護すべき児童を入所させ、保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設である。入所の申し込みは福祉事務所に対して行う。

妊産婦については、婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託が可能であり、出産後は、通常の入所に切り替えることにより、妊娠段階から出産後まで一貫した母子の支援を行うことができる。

(5) 婦人保護施設

配偶者からの暴力被害者、その他生活上の困難を抱え、他に解決すべき機関が他にない保護を必要とする女性及び同伴家族を入所させ、保護及び自立のための支援を行う。妊産婦も入所できる。措置による入所の他、婦人相談所の判断により、一時保護の委託先としても入所できる。

産科等医療機関
特定妊婦への支援や必要な情報提供及び相談窓口の紹介。市町村との連携等。

妊娠等に関する相談（望まない妊娠含む）

NPO、各団体等
○ 妊娠についての相談等
日本助産師会による電話相談、NPO法人による妊娠かつとう相談
○ 養子縁組あわせん事業者へのあわせん

妊娠等に関する相談窓口 ※各都道府県等で設置、周知

女性健康支援センター

○ 女性のライフステージに応じた健康相談（妊娠、出産に係る悩みについての相談を含む）
設置数 40か所（国庫補助を受けず自治体単独で実施している事業も含む）（平成22年度）
実施主体 都道府県・指定都市・中核市

児童相談所

○ 養育困難にかかると相談施設入所 特別養子縁組を含む里親委託
設置数 205か所（平成22年度）
実施主体 都道府県・指定都市・児童相談所設置市

保健所

○ 母子保健についての知識の普及（妊娠、分娩、出産、育児等）の相談
設置数 都道府県 374か所、政令市50か所、中核市40か所、その他政令市7か所、特別区23か所（平成22年4月1日現在）
実施主体 都道府県・政令市・中核市・特別区

市町村保健センター

○ 母子保健についての知識の普及（妊娠、分娩、出産、育児等）についての相談
○ 妊産婦・その配偶者等に対する妊娠、出産、育児に関する保健
設置数 2726か所（平成20年10月現在）
実施主体 市区町村（特別区を含む）、政令市

福祉事務所

○ 下記についての相談・対応
生活相談（生活保護申請）
児童家庭相談（家庭児童相談室等）
要保護女子・配偶者等からの暴力（DV）等の相談（婦人相談員）
入院助成制度の利用
母子生活支援施設の入所
設置数 全国 1242か所（平成21年10月1日現在）
実施主体 都道府県・政令市・中核市・市（特別区を含む）・福祉事務所を設置する町村

婦人相談所

○ 要保護女子・配偶者等からの暴力（DV）等被害者（福祉的支援）の必要な妊産婦含むへの相談・対応・保護
設置数 全国49か所（平成22年4月1日現在）
実施主体 都道府県

相談窓口

相談内容に応じて他の相談機関を紹介し連携

助産施設

○ 経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、当該妊婦からの申込みがあった場合に、助産施設において助産を実施。
（例）生活保護世帯、市町村民税非課税世帯。また、所得税課税世帯の妊産婦で所得税8,400円までの者（出産一時金が42万円以上（産科医療確保制度3万円含む）以上支給される者を除く）
施設数 461か所（定員3,621人）（平成22年3月末現在）
利用決定機関 福祉事務所

里親

○ 保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の養育を委託する制度
設置数 委託里親数2,837人（平成22年3月末現在）
措置機関 児童相談所

養子縁組（特別養子縁組・普通養子縁組）

○ 普通養子縁組：家庭裁判所の許可により成立。（民法第792条以下に規定）
○ 特別養子縁組：家庭裁判所の審判により成立。実親との親子関係が終了する。
○ 里親が養子縁組を希望し、子どもが適合する場合には、児童相談所は里親委託から、養子縁組への移行を支援する。
○ 望まない妊娠で保護者の養育できない・しない意向が明確な場合、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託の方法が有用。

乳児院

○ 乳幼児を入所させて、養育し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う施設
設置数 全国124か所（平成22年3月末現在）
措置機関 児童相談所

母子生活支援施設

○ 配偶者のいない女性とその監護すべき児童を入所させ、生活を支援する。
※ 都道府県婦人相談所が一時保護の委託契約を締結していはば妊産婦の保護も可能で、出産後も母子入所継続が可能。
施設数 272か所（定員5,430世帯）（平成22年3月末現在）
利用決定機関 福祉事務所

婦人保護施設

○ 要保護女子、DV等の被害者で保護が必要な女子等を入所させ、自立に向けた支援を行う。
（妊産婦の保護も可能。必要であれば、新生児も含め子も同伴入所可能。）
施設数 全国49か所（定員1387人）（平成22年4月1日現在）
措置機関 婦人相談所

保護・支援制度

○ 保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号）〈抜粋〉

第 1 章 総則

1 趣旨

- (1) この指針は、児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。
- (2) 各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

第 5 章 健康及び安全

子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所の子ども集団全体の健康及び安全の確保に努めなければならない。また、子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。このため、保育所は、第 1 章(総則)、第 3 章(保育の内容)等の関連する事項に留意し、次に示す事項を踏まえ、保育しなければならない。

1 子どもの健康支援

- (1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

ウ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項に規定する要保護児童対策地域協議会(以下「要保護児童対策地域協議会」という。)で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

第 6 章 保護者に対する支援

保育所における保護者への支援は、保育士等の業務であり、その専門性を生かした子育て支援の役割は、特に重要なものである。保育所は、第 1 章(総則)に示されているように、その特性を生かし、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭への支援について、職員間の連携を図りながら、次の事項に留意して、積極的に取り組むことが求められる。

2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

- (6) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

○ 学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について（通知） （平成 18 年 6 月 5 日 18 初児生第 11 号）

各都道府県教育委員会担当課長殿
各指定都市教育委員会担当課長殿
各都道府県私立学校主管課長殿
附属学校を置く各国立大学法人学長殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
坪田 眞明

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっていること、重大な児童虐待事件があつたことを絶たないこと、及び医療的ケアが必要となるような困難な事例が増加していることなど、依然として深刻な社会問題となっております。

その中、近年、「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 30 号。）」（以下、「改正虐待防止法」という。）及び「児童福祉法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 153 号。）」（以下、「改正児童福祉法」という。）など児童虐待防止に関する各種法改正が行われており、特に改正虐待防止法に基づき、学校及び教職員に対しては、日頃から子ども達に接する立場及び子どもの教育的指導に当たる機関としての立場から、児童虐待の防止等のために適切な役割を果たすよう、早期発見の努力義務や関係機関への通告義務などの責務が課されております。

以上のような背景の下に、文部科学省では、昨年 4 月に「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議」（別紙 1）に委託し、改正虐待防止法及び改正児童福祉法の施行を踏まえ、学校等における児童虐待防止のための取組の現状と課題を探り、その対処方策を検討することを目的として、学校等における児童虐待防止に関する現状調査と国内外の取組事例を調査研究し、今回、その報告書を取りまとめましたので、別添のとおり送付します。

貴職におかれては、本資料の内容（別紙 2）及び下記の点を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、学校及び教職員に対する法令上の義務等に関して改めて周知徹底を図るとともに、学校等における児童虐待防止のための取組がより一層適切に推進されるよう、ご指導をお願いします。

記

1 虐待防止法等の趣旨の徹底

各教育委員会等においては、学校等に対して、「児童虐待の防止等に関する法律の施行について（通知）」（平成 12 年 11 月 20 日。文生参第 352 号。）及び「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）」（平成 16 年 8 月 13 日。文科生第 313 号。）等を参考にして、特に、以下の点についての周知徹底を図ること。

(1) 児童虐待の早期発見等

改正虐待防止法上、学校及び学校の教職員は、①児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないこと（同法第 5 条第 1 項）、②児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないこと（同条第 2 項）、③児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならないこと（同条第 3 項）などの責務が課されていること。

(2) 児童虐待に係る通告

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないこと（同法第 6 条第 1 項）。

2 児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応

各教育委員会等においては、学校等に対して、「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について（通知）」（平成 16 年 1 月 30 日。15 初児生第 18 号。）及び「現在長期間学校

を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について（通知）」（平成16年4月15日。16初児生第2号。）を参考にして、改めて、以下の点についての指導の徹底を図ること。

- (1) 学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを再確認し、学校生活のみならず、幼児児童生徒の日常生活面について十分な観察、注意を払いながら教育活動をする中で、児童虐待の早期発見・対応に努める必要があること。そのために、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、日頃から幼児児童生徒の状況の把握に努めるとともに、幼児児童生徒がいつでも相談できる雰囲気醸成すること。
- (2) 虐待を受けた幼児児童生徒を発見した場合には、速やかに児童相談所又は福祉事務所等へ通告すること。児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をするなど、日頃からの連携を十分に行うこと。関係機関への通告又は相談を行った後においても、当該機関と連携して当該幼児児童生徒への必要な支援を行うこと。
特に、学校においては、幼児児童生徒の保護者との関係が悪化することなどを懸念して通告をためらうことがないようにすること。
- (3) 上記の対応に当たっては、管理職への報告、連絡及び相談を徹底するなど、学校として組織的に取り組むとともに、教育委員会への連絡、又は必要に応じて相談を行うこと。

3 教育委員会等の責務

各教育委員会等においては、児童福祉部局等や関係機関と連携しながら、地域の実情に応じて、以下の点に関する取組の推進を図ること。

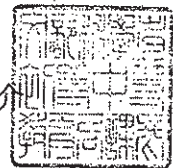
- (1) 児童虐待の予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援等を行うため、関係機関との連携の強化等のために必要な体制の整備に努めること。
また、学校及び教育委員会は、虐待防止ネットワークに参加するとともに、特に教育委員会は、教職員等に対して、学校及び教職員等に期待されている役割や関係機関等の役割の周知に努めるなどにより、日ごろから関係機関等との連携を推進すること。
- (2) 学校の教職員が、児童虐待の早期発見・早期通告等児童虐待の防止に寄与するとともに児童虐待を受けた幼児児童生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするため、研修等必要な措置を講ずること。
- (3) 児童虐待の防止に資するため、幼児児童生徒の人権、児童虐待が幼児児童生徒に及ぼす影響及び児童虐待に係る通告義務等について、必要な広報その他の啓発活動に努めること。
- (4) 児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた幼児児童生徒のケア、並びに学校の教職員等が児童虐待の防止に果たすべき役割等についての調査研究及び検証を行うこと。
- (5) 児童虐待を受けた幼児児童生徒が、その年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講ずること。

○ 児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の対応の徹底について（通知）
（平成22年8月13日22初児生第20号）

各都道府県教育委員会担当課長
各指定都市教育委員会担当課長
各都道府県私立学校主管課長 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

磯谷 桂介



(印影印刷)

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の対応の徹底について（通知）

標記の件については、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け文科初第777号文部科学省大臣政務官通知）において、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対する指導をお願いしているところです。

しかしながら、先般新聞等で報道されたとおり、東京都の高等学校で、生徒の虐待が疑われながら、管理職自らが児童相談所等へ通告していなかったという事案が発生しました。

つきましては、学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要があるほか、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、速やかに児童相談所等へ通告しなければならないこと等について、改めて、上記通知の内容を所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対して周知徹底するようお願いいたします。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年五月二十四日法律第八十二号）

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

○ 児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応に関する
状況調査結果について（通知）（平成23年3月4日22初児生第65号）

各都道府県教育委員会担当課長
各指定都市教育委員会担当課長 殿
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
磯谷 桂介



(印影印刷)

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応
に関する状況調査結果について（通知）

標記の調査について、この度、調査結果を別添のとおりとりまとめましたので、送付します。

児童虐待の防止等については、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号文部科学大臣政務官通知）等において、児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携を図る上での留意点等について周知し、適切な対応をお願いしてきたところです。別添の調査結果では、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んだ教職員に対する研修の充実などについて、一層の取組が求められる状況が見られました。

については、各教育委員会等におかれましては、下記の事項に御留意の上、教育委員会における児童虐待の防止等のための取組の充実に努めるとともに、所管の学校又は域内の市区町村教育委員会等に対し、児童虐待の防止等のための取組がより一層適切に推進されるよう御指導をお願いします。

記

1 関係機関との連携の強化について

学校、教育委員会における児童虐待の防止等のためには、関係機関との連携が重要であることから、学校、教育委員会等は積極的に児童相談所や自治体福祉部局等が主催する会議へ参加したり、要保護児童対策地域協議会へ参画したりするとともに、児童虐待の防止や早期発見・早期対応のための必要な情報交換や知識の醸成などに努め、実質的な連携を図られたい。

2 教職員に対する研修について

学校の教職員が児童虐待の防止、早期発見・早期対応及び児童虐待を受けた児童生徒の支援等に適切に対応できるようにするため、教育委員会等は、法定研修や管理職、生徒指導担当教員に対する研修に児童虐待の防止等に関する内容を必ず盛り込む、所管の学校に対して児童虐待の防止等に関する校内研修の積極的な実施等を促す、児童虐待の防止等についての教職員用研修教材の活用を図るなどして、すべての教職員に児童虐待の防止等への適切な対応に必要な知識等を周知するよう必要な研修の充実を図られたい。

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応 に関する状況調査結果概要

平成23年3月
児童生徒課

1 調査の趣旨

「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号文部科学大臣政務官通知）に基づく、児童虐待防止等のための教育委員会等の取組状況を把握するため本調査を実施した。

※調査対象期間：平成22年3月24日から平成23年3月31日まで（同期間内の予定含む。）

2 調査結果

(1) 関係機関との連携状況

①要保護児童対策地域協議会への出席状況

- ・指定都市教育委員会：16か所（88.9%）
- ・市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）教育委員会：1,193か所（75.0%）

注）カッコ内の割合は、平成22年4月1日現在、指定都市・市区町村教育委員会が構成員となっている要保護児童対策地域協議会数をもとに、指定都市教育委員会は18市、市区町村教育委員会は1,591市区町村で除して算出したもの。

なお、指定都市・市区町村教育委員会が出席していない要保護児童対策地域協議会の中には、学校に在籍していない子どものケースを扱っている場合、学校の担当者が出席している場合なども含まれる。

②自治体福祉部局主催の会議・研修への出席状況

- ・都道府県教育委員会：40か所（85.1%）
- ・指定都市教育委員会：13か所（68.4%）
- ・市区町村教育委員会：1,161か所（63.8%）

注）カッコ内の割合は、都道府県・指定都市・市区町村教育委員会の総数で除して算出しているが、総数には自治体福祉部局主催の会議・研修を実施していない自治体も含まれる。

(2) 教職員に対する児童虐待防止等に関する内容を盛り込んだ研修の実施状況

<法定研修（初任者研修・10年経験者研修）>

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
都道府県教育委員会	34 72.3%	33 70.2%	31 66.0%	34 72.3%
指定都市教育委員会	15 78.9%	15 78.9%	9 47.4%	11 57.9%

注）下段の割合は、都道府県・指定都市教育委員会数の総数で除して算出したもの。

<校長研修>

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
都道府県教育委員会	26 59.1%	25 56.8%	18 40.9%	20 45.5%
指定都市教育委員会	14 100.0%	13 100.0%	11 100.0%	12 100.0%

注）下段の割合は、平成21年度を対象に別途調査して把握した校長研修の実施自治体数で除して算出したもの。したがって、校長研修を実施した自治体数と、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んで研修を実施した自治体数とが必ずしも整合しないことから、割合が100%を越える場合は、100%として表示した。

<生徒指導担当教員に対する研修>

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
都道府県教育委員会	29 82.9%	31 79.5%	26 65.0%	27 79.4%
指定都市教育委員会	12 85.7%	13 86.7%	6 60.0%	9 100.0%

注）下段の割合は、平成22年度を対象に別途調査して把握した生徒指導担当教員に対する研修の実施自治体数で除して算出したもの。したがって、生徒指導担当教員に対する研修を実施した自治体数と、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んで研修を実施した自治体数とが必ずしも整合しないことから、割合が100%を越える場合は、100%として表示した。

児童虐待防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応に関する状況調査結果について

文部科学省児童生徒課

〈調査結果概要〉

調査1 児童相談所等関係機関との連携の状況

貴機関は、a.～e.に掲げる、児童虐待防止等に関する会議又は研修に参加し（H22.3.24～H22.11.30）、または参加する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

また、貴機関は、f.に掲げる、児童虐待防止等に関する会議又は研修を主催し（H22.3.24～H22.11.30）、または主催する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

会議又は研修	都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
a. 要保護児童対策地域協議会	25	—	16	88.9%	1,193	75.0%	2	—	4	—
b. 児童相談所主催の会議・研修	15	31.9%	13	68.4%	669	36.8%	1	2.1%	11	19.6%
c. 自治体福祉部局主催の会議・研修	40	85.1%	13	68.4%	1,161	63.8%	12	25.5%	8	14.3%
d. 貴機関以外の教育委員会主催の会議・研修	11	23.4%	8	42.1%	526	28.9%	6	12.8%	14	25.0%
e. その他の機関が主催した会議・研修	18	38.3%	10	52.6%	439	24.1%	10	21.3%	10	17.9%
f. 貴機関主催の会議・研修	33	70.2%	14	73.7%	514	28.3%	4	8.5%	8	14.3%

注1) a については、平成22年4月1日現在、市区町村教育委員会が構成員となっている要保護児童対策地域協議会数をもとに、指定都市委員会は18市、市区町村教育委員会は1,591市区町村で除して割合を算出した。なお、指定都市・市区町村教育委員会が出席していない要保護児童対策地域協議会の中には、学校に在籍していない子どものケースを扱っている場合、学校の担当者が出席している場合なども含まれる。

注2) b から f については、都道府県・市区町村教育委員会等の総数で除して割合を出しているが、総数には b から f の会議・研修が実施していない自治体も含まれる。

調査2 教職員に対する研修の状況

1. 教員及び養護教諭を対象とする研修

(1) a.～i.に掲げる研修において、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んで実施し（H22.3.24～H22.11.30）、または実施する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

また、j.に掲げる児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んだ研修に参加し（H22.3.24～H22.11.30）、または参加する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

研修	都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人		
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	
初任者研修・10年経験者研修	小学校	34	72.3%	15	78.9%	—	—	—	—	—	—
	中学校	33	70.2%	15	78.9%	—	—	—	—	—	—
	高等学校	31	66.0%	9	47.4%	—	—	—	—	—	—
	特別支援学校	34	72.3%	11	57.9%	—	—	—	—	—	—
a. 初任者研修	小学校	29	61.7%	14	73.7%	345	19.0%	1	2.1%	4	7.1%
	中学校	29	61.7%	14	73.7%	329	18.1%	1	2.1%	4	7.1%
	高等学校	28	59.6%	9	47.4%	7	0.4%	1	2.1%	3	5.4%
	特別支援学校	30	63.8%	11	57.9%	12	0.7%	1	2.1%	1	1.8%
b. 10年経験者研修	小学校	29	61.7%	10	52.6%	143	7.9%	0	0.0%	6	10.7%
	中学校	29	61.7%	10	52.6%	133	7.3%	0	0.0%	5	8.9%
	高等学校	26	55.3%	8	42.1%	5	0.3%	0	0.0%	3	5.4%
	特別支援学校	26	55.3%	8	42.1%	5	0.3%	0	0.0%	3	5.4%
生徒指導担当教員に対する研修	小学校	29	82.9%	12	85.7%	—	—	—	—	—	—
	中学校	31	79.5%	13	86.7%	—	—	—	—	—	—
	高等学校	26	65.0%	6	60.0%	—	—	—	—	—	—
	特別支援学校	27	79.4%	9	100.0%	—	—	—	—	—	—
c. 悉皆	小学校	15	—	10	—	588	32.3%	0	0.0%	4	7.1%
	中学校	16	—	12	—	607	33.4%	1	2.1%	7	12.5%
	高等学校	16	—	5	—	15	0.8%	2	4.3%	2	3.6%
	特別支援学校	15	—	8	—	22	1.2%	0	0.0%	4	7.1%
d. 悉皆でないもの	小学校	23	—	6	—	207	11.4%	0	0.0%	4	7.1%
	中学校	24	—	7	—	204	11.2%	1	2.1%	6	10.7%
	高等学校	16	—	4	—	6	0.3%	1	2.1%	1	1.8%
	特別支援学校	21	—	6	—	10	0.5%	0	0.0%	2	3.6%
教頭研修	小学校	23	53.5%	11	64.7%	—	—	—	—	—	—
	中学校	23	53.5%	10	58.8%	—	—	—	—	—	—
	高等学校	17	39.5%	10	83.3%	—	—	—	—	—	—
	特別支援学校	18	41.9%	11	78.6%	—	—	—	—	—	—
e. 悉皆	小学校	15	—	10	—	561	30.8%	1	2.1%	2	3.6%
	中学校	16	—	9	—	555	30.5%	1	2.1%	3	5.4%
	高等学校	12	—	9	—	27	1.5%	1	2.1%	1	1.8%
	特別支援学校	13	—	10	—	13	0.7%	1	2.1%	3	5.4%
f. 悉皆でないもの	小学校	15	—	3	—	112	6.2%	0	0.0%	1	1.8%
	中学校	14	—	3	—	113	6.2%	0	0.0%	2	3.6%
	高等学校	10	—	3	—	1	0.1%	0	0.0%	1	1.8%
	特別支援学校	11	—	3	—	2	0.1%	0	0.0%	2	3.6%

研修		都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
校長研修	小学校	26	59.1%	14	100.0%	—	—	—	—	—	—
	中学校	25	56.8%	13	100.0%	—	—	—	—	—	—
	高等学校	18	40.9%	11	100.0%	—	—	—	—	—	—
	特別支援学校	20	45.5%	12	100.0%	—	—	—	—	—	—
g. 悉皆	小学校	18	—	11	—	672	36.9%	0	0.0%	3	5.4%
	中学校	19	—	10	—	664	36.5%	1	2.1%	4	7.1%
	高等学校	14	—	8	—	34	1.9%	1	2.1%	1	1.8%
	特別支援学校	17	—	9	—	18	1.0%	0	0.0%	4	7.1%
h. 悉皆でないもの	小学校	13	—	4	—	121	6.7%	0	0.0%	0	0.0%
	中学校	13	—	4	—	123	6.8%	0	0.0%	3	5.4%
	高等学校	8	—	4	—	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%
	特別支援学校	11	—	4	—	1	0.1%	0	0.0%	2	3.6%
i. a.~h.を除く研修	小学校	37	78.7%	15	78.9%	364	20.0%	3	6.4%	5	8.9%
	中学校	35	74.5%	15	78.9%	342	18.8%	3	6.4%	1	1.8%
	高等学校	26	55.3%	10	52.6%	14	0.8%	3	6.4%	0	0.0%
	特別支援学校	30	63.8%	11	57.9%	18	1.0%	1	2.1%	2	3.6%
j. 他機関が主催する研修	小学校	17	36.2%	9	47.4%	419	23.0%	5	10.6%	8	14.3%
	中学校	17	36.2%	9	47.4%	404	22.2%	7	14.9%	11	19.6%
	高等学校	11	23.4%	8	42.1%	7	0.4%	10	21.3%	3	5.4%
	特別支援学校	9	19.1%	7	36.8%	9	0.5%	0	0.0%	5	8.9%

注1) 都道府県・指定都市教育委員会における「生徒指導担当教員に対する研修」については、平成22年度を対象に別途調査して把握した各研修の実施自治体数で除して割合を算出した。また、都道府県・指定都市教育委員会における「教頭研修」及び「校長研修」については、平成21年度を対象に別途調査して把握した各研修の実施自治体数で除して割合を算出した。

したがって、各研修を実施した自治体数と、児童虐待の防止等に関する内容を盛り込んで研修を実施した自治体数とが必ずしも整合しないことから、割合が100%を越える場合は、100%として表示した。

注2) 「生徒指導担当教員に対する研修」、「教頭研修」及び「校長研修」（都道府県・指定都市教育委員会が実施するものに限る。）以外については、都道府県・市区町村教育委員会等の総数で除して割合を算出しているが、都道府県・指定都市教育委員会における初任者研修及び10年経験者研修以外は、研修を実施していない機関数も含まれる。

- (2) 小・中・高等・特別支援学校の教員及び養護教諭を対象とする研修を実施する際、平成21年5月に文部科学省から配付した研修教材「児童虐待防止と学校」を活用し（H22.3.24～H22.11.30）、または活用する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

研修	都道府県教委	指定都市教委	市区町村教委	私立学校主管課	国立大学法人
	研修数	研修数	研修数	研修数	研修数
初任者研修	14	0	159	0	3
10年経験者研修	8	0	56	0	6
生徒指導担当教員に対する研修	34	0	372	0	8
教頭研修	34	4	349	0	5
校長研修	34	0	336	0	5
上記以外の研修	27	8	140	0	3

2. 教育機関と児童相談所の職員合同研修

平成22年度、子どもの虹情報研修センターで開催された「教育機関と児童相談所の職員合同研修」を、貴機関の職員及び所管の学校の教職員が活用しましたか。

また、平成23年度、子どもの虹情報研修センターで「教育機関と児童相談所の職員合同研修」が開催された場合に、貴機関の職員及び所管の学校の教職員が活用する予定ですか。

	都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
平成22年度	3	6.4%	1	5.3%	18	1.0%	0	0.0%	1	1.8%
平成23年度（予定）	10	21.3%	5	26.3%	125	6.9%	1	2.1%	4	7.1%

注) 割合は、都道府県・市区町村教育委員会等の総数で除して算出した。

調査3 児童虐待防止等のための調査研究・検証の状況

貴機関は、地方公共団体が行う、児童虐待事例等の検証に参加又は協力し（H22.3.24～H22.11.30）、または参加又は協力する予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

また、貴機関は、児童虐待防止等のため、調査研究を行い（H22.3.24～H22.11.30）、または行う予定がありますか（H22.12.1～H23.3.31）。

	都道府県教委		指定都市教委		市区町村教委		私立学校主管課		国立大学法人	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
児童虐待事例等の検証への参加又は協力	25	53.2%	11	57.9%	1,055	58.0%	7	14.9%	11	19.6%
児童虐待防止等のための調査研究の実施	15	31.9%	5	26.3%	457	25.1%	0	0.0%	11	19.6%

注1) 「児童虐待事例等の検証」とは、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づき行われる児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等の検証をいう。

注2) 割合は、都道府県・市区町村教育委員会等の総数で除して算出した。なお、「児童虐待事例等の検証」を実施した自治体数は未把握であり、すべての自治体において検証が行われたかについては不明。

○ 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第6次報告) (平成22年7月) <抜粋>

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

5. 課題と提言

(2) 国への提言

2) 通告についての広報・啓発

(内容)

子ども虐待の深刻化を未然に防ぐためには、虐待の早期発見が重要であり、早期発見するためには、虐待を発見した人からの通告が重要である。しかし、国民の中には虐待の通告義務や通告先を知らない人、通告したことが虐待をしている家族等に知られてしまうことをおそれ通告を躊躇する人がいる。

そのため、下記の点に留意しつつ、国民に対して、通告についての広報・啓発を充実させるべきである。

- 何人も虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、市町村や児童相談所等に通告する義務があることを国民に周知すること。
- 通告を受けた市町村や児童相談所等は、通告をした人が特定できる情報を漏らしてはならないこととなっており、通告した人の秘密が守られることを国民に周知すること。
- あらゆる機会を通して、平成21年10月に運用を開始した児童相談所全国共通ダイヤル(0570-064-000)の広報を図ること。

○ 福祉行政報告例（報告表の様式及び記入要領）〈抜粋〉

第45 児童相談種類別対応件数
(児童福祉法)

		年度分報告																
		平成																
児童相談所	児童相談所	面接指導		児童福祉司指導		児童委員指導		児童相談所送致		児童相談所送致又は通知		児童相談所送致又は通知		未対応件数(年度末現在)	計			
		助言指導	その他	児童福祉司指導	その他	児童委員指導	その他	児童相談所送致	その他	児童相談所送致又は通知	その他	児童相談所送致又は通知	その他					
親	親	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)
親	親	児童虐待相談(01)	児童虐待相談(02)	児童虐待相談(03)	児童虐待相談(04)	児童虐待相談(05)	児童虐待相談(06)	児童虐待相談(07)	児童虐待相談(08)	児童虐待相談(09)	児童虐待相談(10)	児童虐待相談(11)	児童虐待相談(12)	児童虐待相談(13)	児童虐待相談(14)	児童虐待相談(15)	児童虐待相談(16)	児童虐待相談(17)
親	親	児童虐待相談(18)	児童虐待相談(19)	児童虐待相談(20)	児童虐待相談(21)	児童虐待相談(22)	児童虐待相談(23)	児童虐待相談(24)	児童虐待相談(25)	児童虐待相談(26)	児童虐待相談(27)	児童虐待相談(28)	児童虐待相談(29)	児童虐待相談(30)	児童虐待相談(31)	児童虐待相談(32)	児童虐待相談(33)	児童虐待相談(34)
親	親	児童虐待相談(35)	児童虐待相談(36)	児童虐待相談(37)	児童虐待相談(38)	児童虐待相談(39)	児童虐待相談(40)	児童虐待相談(41)	児童虐待相談(42)	児童虐待相談(43)	児童虐待相談(44)	児童虐待相談(45)	児童虐待相談(46)	児童虐待相談(47)	児童虐待相談(48)	児童虐待相談(49)	児童虐待相談(50)	児童虐待相談(51)

日本工業規格A列3番

この表は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）により児童相談所及び市町村が受け付けた相談の対応件数と前年度の未対応件数について本年度中に対応をした件数及び年度末現在の未対応件数を処理種別、相談種別に計上するものであり、児童相談所及び市町村に備え付けられている児童記録票の記載内容に基づいて計上する。

一般的事項

- 1 この表でいう対応とは、法第26条第1項及び第27条第1項にいう措置のほか、児童相談所及び市町村が行う児童の福祉に関する相談の対応をいい、援助方針会議等の結果により分類すること。ただし、援助内容決定後指導等を継続し、その指導等が終了した場合にはあらためて計上はしない。
- 2 対応が2欄以上に該当するときは、それぞれの対応に計上する。同一人について一度とられた対応がその後の経過の中で別の対応に変更される場合には、新たにとられた対応についても計上する。

表 頭

- 1 「面接指導」の「助言指導(1)」欄には、1～3回程度の助言、指示等を与えることによる指導対応を行うことに決定したものの数を計上する。
- 2 「面接指導」の「継続指導(2)」欄には、心理療法やカウンセリング・面接による指導等を少なくとも数回以上にわたって継続実施することに決定したものの数を計上する。援助方針会議による決定までに数回以上の継続的な面接等による指導があった場合も本欄に計上する。
- 3 「面接指導」の「他機関あっせん(3)」欄には、他の児童相談所、福祉事務所、保健所、医療機関、教育相談所等他の機関に移管、あっせん紹介したものの数を計上する。
- 4 「法第27条の3による家庭裁判所送致(再掲)(13)」欄には、「児童福祉施設」の「入所(12)」に計上されたもののうち、法第27条の3により家庭裁判所に送致され、児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を認められたものの数を再掲する。
- 5 「法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致(17)」欄には、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めて、家庭裁判所へ送致の措置（法第27条第1項第4号）をしたものの数を計上する。
- 6 「障害児施設等への利用契約(18)」欄には、障害児施設等への入所に関して、児童相談所が障害児施設受給者証を交付（法第24条の3第6項）した件数を計上する。
- 7 「施設入所待機(再掲)(21)」欄には、施設入所又は指定医療機関委託の対応が必要とされたもののうち、施設にあきがなく、とりあえず児童福祉司の指導、児童委員の指導及び面接指導等の対応を行い、自宅等で待機しているものの数を再掲として計上する。
- 8 「未対応件数(年度末現在)(22)」欄には、一時保護施設に入所中のもの及び児童相談所に併設された一時保護施設以外の施設に委託している一時保護委託者についても計上する。
- 9 「未対応件数」の「施設入所待機(再掲)(23)」欄には、施設入所又は指定医療機関へ委託の対応を決定したが、年度末現在において施設にあきがなく、未対応のまま一時保護施設又は自宅等で待機しているものの数を再掲として計上する。

表 側

「第44児童相談種類別児童受付」の表頭相談種別により計上する。

第49 児童相談所における養護相談の理由別対応件数 (児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律)

東京都府中市
児童相談所
様

平成 年 月 日

年度分報告

1. 相談理由の理由	児童虐待(含む)	死亡	離婚	保護(児童虐待を含む)	家族	その他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(7)	(8)
児童虐待(含む) (01)							
児童虐待(含む) (02)							
その他 (04)							

2. 児童虐待の理由	児童虐待(含む)	その他	計
	(1)	(5)	(8)
児童虐待(含む) (01)			
児童虐待(含む) (02)			
その他 (04)			

3. 児童虐待の相談理由(児童虐待(含む)の内訳)	児童虐待(含む)	その他	計
	(1)	(5)	(8)
児童虐待(含む) (01)			
児童虐待(含む) (02)			
児童虐待(含む) (03)			
児童虐待(含む) (04)			
児童虐待(含む) (05)			
児童虐待(含む) (06)			
児童虐待(含む) (07)			
児童虐待(含む) (08)			
児童虐待(含む) (09)			
児童虐待(含む) (10)			

4. 児童虐待の相談理由(児童虐待(含む)の内訳)	児童虐待(含む)	その他	計
	(1)	(5)	(8)
児童虐待(含む) (01)			
児童虐待(含む) (02)			
児童虐待(含む) (03)			
児童虐待(含む) (04)			
児童虐待(含む) (05)			
児童虐待(含む) (06)			
児童虐待(含む) (07)			
児童虐待(含む) (08)			
児童虐待(含む) (09)			
児童虐待(含む) (10)			

5. 児童虐待の相談理由(児童虐待(含む)の内訳)	児童虐待(含む)	その他	計
	(1)	(5)	(8)
児童虐待(含む) (01)			
児童虐待(含む) (02)			
児童虐待(含む) (03)			
児童虐待(含む) (04)			
児童虐待(含む) (05)			
児童虐待(含む) (06)			
児童虐待(含む) (07)			
児童虐待(含む) (08)			
児童虐待(含む) (09)			
児童虐待(含む) (10)			

6. 児童虐待の相談理由(児童虐待(含む)の内訳)	児童虐待(含む)	その他	計
	(1)	(5)	(8)
児童虐待(含む) (01)			
児童虐待(含む) (02)			
児童虐待(含む) (03)			
児童虐待(含む) (04)			
児童虐待(含む) (05)			
児童虐待(含む) (06)			
児童虐待(含む) (07)			
児童虐待(含む) (08)			
児童虐待(含む) (09)			
児童虐待(含む) (10)			

7. 児童虐待の相談理由(児童虐待(含む)の内訳)	児童虐待(含む)		その他		計
	(1)	(5)	(7)	(8)	
児童虐待(含む) (01)					
児童虐待(含む) (02)					
児童虐待(含む) (03)					
児童虐待(含む) (04)					
児童虐待(含む) (05)					
児童虐待(含む) (06)					
児童虐待(含む) (07)					
児童虐待(含む) (08)					
児童虐待(含む) (09)					
児童虐待(含む) (10)					

8. 児童虐待の相談理由(児童虐待(含む)の内訳)	児童虐待(含む)		その他		計
	(1)	(5)	(7)	(8)	
児童虐待(含む) (01)					
児童虐待(含む) (02)					
児童虐待(含む) (03)					
児童虐待(含む) (04)					
児童虐待(含む) (05)					
児童虐待(含む) (06)					
児童虐待(含む) (07)					
児童虐待(含む) (08)					
児童虐待(含む) (09)					
児童虐待(含む) (10)					

9. 児童虐待の相談理由(児童虐待(含む)の内訳)	児童虐待(含む)		その他		計
	(1)	(5)	(7)	(8)	
児童虐待(含む) (01)					
児童虐待(含む) (02)					
児童虐待(含む) (03)					
児童虐待(含む) (04)					
児童虐待(含む) (05)					
児童虐待(含む) (06)					
児童虐待(含む) (07)					
児童虐待(含む) (08)					
児童虐待(含む) (09)					
児童虐待(含む) (10)					

この表は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）により児童相談所が養護相談として受け付けた件数のうち、本年度中に対応をした件数を理由種別、対応種別に計上する。虐待相談については、児童福祉施設に入所したものの内訳、相談種別・経路、主な虐待者、被虐待者の年齢・相談種別、児童虐待防止法関係についての件数を計上する。また、本年度中に知事及び児童相談所長の申立てにより親権及び後見人に関する対応がなされたものについて、請求、承認別に計上する。

（養護相談の理由）

- 1 養護相談の理由は、必ず判定会議等の結果により分類する。
- 2 理由が2欄以上に該当するときは、それぞれの欄に計上する。

（「虐待(5)」の再掲）

虐待相談の相談種別・経路、虐待相談の主な虐待者、被虐待者の年齢・相談種別、児童虐待防止法関係は、養護相談の理由における「虐待(5)」の再掲とし、児童記録票等に記載された内容に基づき計上する。

- 1 （「児童福祉施設に入所(01)」の内訳）

（養護相談の理由）で表側「虐待(5)」、裏側「児童福祉施設に入所(01)」に計上されたものを児童福祉施設の種類別に計上する。

- 2 （虐待相談の相談種別・経路）

経路が2欄以上に該当するときは、児童記録票を起こした最初の相談経路のみに計上する。

- 3 （虐待相談の主な虐待者）

「主な虐待者別(1)～(5)」欄には、被虐待児童と虐待者の関係についてそれぞれ計上する。

- 4 （被虐待者の年齢・相談種別）

- (1) 相談種別が2欄以上に該当するときは、おもな相談のみに計上し、相談件数1件につき複数の計上は行わない。
- (2) 対応をした時点での件数を計上し、相談として受け付けた時点での計上は行わない。

- 5 （児童虐待防止法関係）

表 頭

- (1) 「安全確認(1)」欄には、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。）の第8条第2項の規定に基づき安全確認を行った件数を計上する。
- (2) 「出頭要求(2)」欄には、虐待防止法の第8条の2の規定に基づき出頭要求を行った件数を計上する。
- (3) 「立入調査(3)」欄には、虐待防止法の第9条第1項の規定に基づき立入調査を行った件数を計上する。
- (4) 「再出頭要求(4)」欄には、虐待防止法の第9条の2第1項の規定に基づき再出頭要求を行った件数を計上する。
- (5) 「臨検・捜索(5)」欄には、虐待防止法の第9条の3第1項の規定に基づき臨検、捜索を行った件数を計上する。
- (6) 「援助要請(6)」欄には、虐待防止法の第10条の規定に基づき警察官への援助要請を行った件数を計上する。
- (7) 「保護者指導勧告(7)」欄には、虐待防止法の第11条第3項の規定に基づき勧告を行った件数を計上する。
- (8) 「一時保護・施設措置等(8)」欄には、虐待防止法の第11条第4項の規定に基づき一時保護、施設措置等を行った件数を計上する。（例：一つのケースについて、一時保護のみの場合「1件」、一時保護から施設措置に至った場合でも「1件」として計上する。）
- (9) 「親権喪失宣告(9)」欄には、虐待防止法の第11条第5項の規定に基づき親権喪失宣告の請求を行った件数を計上する。
- (10) 「全部制限(10)」欄には、虐待防止法の第12条第1項の規定に基づき同項各号に掲げる行為の全部の制限を行った件数を、「面会制限(11)」欄には面会制限のみ行った件数を、「通信制限(12)」欄には通信制限のみ行った件数を計上する。
- (11) 「住所情報の制限(13)」欄には、虐待防止法の第12条第3項の規定に基づき住所又は居所を明らかにしなかった件数を計上する。
- (12) 「接近禁止命令(14)」欄には、虐待防止法の第12条の4第1項の規定に基づき接近禁止命令を行った件数を計上する。

（親権・後見人の関係）

本年度中に家庭裁判所に請求したもの及び本年度中に家庭裁判所から承認のあったものについてそれぞれ計上する。従って、同一ケースについて前年度に家庭裁判所に請求し、本年度中に承認のあった場合は「承認件数」欄のみに計上し、また本年度中に請求し、承認のなされていない場合は、「請求件数」欄のみに計上する。

表 頭

- 1 「法第28条第1項第1号・第2号による措置(1)」欄には、法第28条第1項第1号及び第2号により児童を親権者又は後見人のもとから離し、法第27条第1項第3号の措置をとることを目的として家庭裁判所に承認を求め、またその承認を得たものの数を計上する。
- 2 「親権喪失宣言の請求(2)」欄には、法第33条の7により、親権喪失宣言の請求を行い、またその承認を得たものの数を計上する。
- 3 「後見人選任の請求(3)」欄には、法第33条の8により、後見人選任の請求を行い、またその承認を得たものの数を計上する。
- 4 「後見人解任の請求(4)」欄には、法第33条の9により、後見人解任の請求を行い、またその承認を得たものの数を計上する。

（家庭裁判所勧告関係）

家庭裁判所勧告については、児童福祉法第28条第6項の規定に基づき、保護者指導処置を採るべき旨を都道府県に勧告した件数を計上する。

○ 児童の安全確認の徹底について
 (平成 22 年 8 月 2 日雇児総発 0802 第 1 号)

各 (都 道 府 県
 指 定 都 市
 児 童 相 談 所 設 置 市) 児童福祉主管部 (局) 長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素より御尽力を頂き厚く御礼申し上げます。さて、今般、大阪市において母親が二人の幼児を自宅に放置したまま家に戻らず、幼児が死亡に至る事件が発生したところである。この事件は、児童相談所に通告があり、その後、家庭訪問を重ねたにも関わらず当該児童の安全確認が行えないまま事件が発生したことを重く受け止め、下記により、児童虐待への対応に徹底を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 児童相談所における安全確認の再徹底

児童相談所は、児童虐待に関する通告があった場合には、児童の安全の確認を行うための措置等を速やかに行うこととされているが、現に、通告がありながら子どもの安全確認措置を講じたにも関わらず安全確認ができていない事例がないか早急に確認を行うこと。

2 児童相談所における対応事例の再確認

児童相談所が通告を受けた事例において当初の安全確認は行えたものの、その後、児童相談所の関与を拒否し、子どもの姿が確認できない状態に陥っている事例がないか早急に確認を行うこと。

3 立入調査、臨検捜索等の徹底

上記1及び2のような事例がある児童相談所においては、対応方針を早急に見直し、子どもの安全と最善の利益を最優先にして、立入調査、出頭要求、臨検・捜索等の一連の流れを念頭に置いた対応を図るとともに、子どもの一時保護についても適時・適切に実施すること。

○ 居住者が特定できない事案における出頭要求等について (平成 22 年 8 月 26 日雇児総発 0826 第 1 号)

各

都 道 府 県
指 定 都 市
児 童 相 談 所 設 置 市

 児童福祉主管部（局）長殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素より御尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、今般、大阪市において母親が 2 人の幼児を自宅に放置したまま家に戻らず死亡に至った事件が発生したところである。この事件は、児童相談所に通告があり、その後、家庭訪問を重ねたにも関わらず当該児童の安全確認が行えないまま事件が発生したものであるが、当該家庭については住民登録がなされておらず、居住者が特定できていなかったとのことである。

このため、居住者が特定できない事案における出頭要求等については、下記の点に留意し、児童虐待への対応に徹底を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 関係機関への協力要請

児童相談所が児童虐待に係る通告を受けたときは、子どもの安全の確認を行うための措置を講ずることとされているが、家庭訪問等を実施しても居住者が特定できないような場合には、さらに近隣住民や関係機関の協力を得つつ、居住者の特定及び児童の安全確認に努めること。

なお、関係機関の協力を求める場合には、要保護児童対策地域協議会の活用もできること。

2 出頭要求等の活用

上記 1 によっても、子どもの安全確認ができない場合等において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、「児童の安全確認の徹底について」（平成 22 年 8 月 2 日雇児総発 0802 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）においてお願いしたとおり、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 8 条の 2 の出頭要求、法第 9 条第 1 項の立入調査及び立入調査が拒否等された場合の法第 9 条の 2 の再出頭要求（以下「出頭要求等」という。）並びに再出頭要求に応じない場合の法第 9 条の 3 の臨検又は搜索の活用も念頭に置いた対応を図ること。

3 保護者や児童の氏名等について

(1) 出頭要求等の実施に当たっては、通常、保護者や児童の氏名の特定が前提となるが、上記 2 のような場合において、調査を尽くした結果、どうしても保護者又は児童の氏名が判明しない場合において、氏名が判明しないことを理由として必ずしも出頭要求等の実施が不可能とはならないと考えられることに留意すること。その場合には、例えば「〇〇号室にお住まいの方」という形での実施が考えられる。

(2) なお、このような出頭要求等を前提とする臨検又は搜索の裁判官の許可状の発付の可否については、個々の事案に応じて裁判官が判断することとなるが、許可状の請求に当たっては、保護者が再出頭要求に応じなかったこと等を証する資料（法第 9 条の 3 第 3 項）において、前提となる出頭要求等が上記（1）の趣旨を踏まえて適正に実施されたことを明らかにするよう留意すること。

○ 虐待通告のあった児童の安全確認の手引き (平成 22 年 9 月 30 日雇児総発 0930 第 2 号) <抜粋>

3. 虐待通告があった場合の対応の基本事項

- (1) 通告を受理した児童相談所は、虐待を受けた子どもの生命を守り、安全を確保することを最優先にして対応することが基本であり、事例を適切に評価して迅速性をもって対応することが必要である。

通告内容から虐待の蓋然性がある場合には緊急的な対応を行うことは当然であるが、明確に虐待と判断できない場合でも、速やかに子どもの安全を確認するための措置を講じなければならない。速やかに緊急受理会議を開催し、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法等の対応方針を決定する。

なお、安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、48時間以内とすることを原則とする。当然のことながら、土日祝日などの閉庁日においても、必要により応急な安全確認と調査等が行える体制を確保することが必要なことは言うまでもない。

児童相談所が依頼した者により安全確認を行う場合とは、通告を受理した後に、当該児童の安全確認を依頼される者の同意を得て行うこととする。

また、こうした初期対応のほか、必要に応じて、後日、調査の進展に伴い追加的なアセスメントを適切に実施することとする。

(参考 2)

安全確認ができないケースについての対応例

ここに収録した事例は、「児童の安全確認の徹底に係る調査について（依頼）」（平成22年8月10日付雇児総発0810第1号本職通知）により提出を依頼した「工夫事例」の主なものであり、通知本文にも可能な範囲で記述している。

【通告時の場合】

- 通告があった際、集合住宅の場合はオートロックなのか確認するようにしている。また、オートロックであるなら解錠について協力して欲しいことを通告の際に依頼している。

【家庭訪問時に不在である場合】

- 初回の家庭訪問時に不在の場合、室内の点灯を確認して再度訪問したり、電気メーターの回転速度等を確認して在宅かどうか判断して訪問するようにしている。
- 子どもの洗濯物が屋外に干してある、自転車やベビーカーが家の前に置いてある、など外から見てわかる範囲で在宅かどうか判断して訪問している。
- 何度か家庭訪問しても不在である場合には、深夜、早朝に当該家庭の周辺を調査し、生活リズムを把握した上で在宅と思われる時間帯に訪問するなどしている。
- 頻繁に泣き声が聞こえるなどという通告の場合には、泣き声がよく聞こえる時間帯を絞り込んで訪問するようにしており、主任児童委員、民生委員等の協力を仰ぎ、その時間帯又は近い時間帯に周辺調査を依頼するなどしている。
- どうしても会えない場合には、夜間も引き続き調査を行い、帰宅したところで接触したこともある。
- アパート等集合住宅の場合には、その集合住宅の持ち主や管理人に事情を伝えて協力依頼を行い、部屋の中を確認してもらったことがある。
- 親族が分かっている場合には、その親族に事情を伝えて協力依頼を行い、部屋の解錠を依頼

したことがある。

【建物や部屋番号などが特定できない場合】

- 建物や部屋番号が特定できない通告内容の場合には、付近の住居に通告概要を記載した手紙を置いてきて情報収集して絞り込みを行い、ある程度、建物が特定できた場合がある。
- 通告者のプライバシーは守られることを前提に、「通告者の氏名、住所、連絡先」などを教えてもらい、たとえばマンション等のオートロックシステムの解錠を依頼したり、通告者宅を訪問して虐待状況の詳細な聞き取り調査を行うなど、必要に応じて安全確認協力や情報提供を依頼することがある。

【長期にわたり接触を拒んだ場合】

- 長期間にわたり不登校、引き込み等で、家庭訪問にもまったく応じないような場合には、このままの状態が続くと出頭要求や立入調査、警察の介入など、強制的な介入を視野に入れざるを得ないといった内容の手紙を家庭訪問時に置いてくることで保護者に危機感を持たせ、安全確認が行えたこともある。
- 毎日の子どもや保護者の動向をつかむ必要がある時は、児童委員など地域の力を借りて当番制を組んで夜間の電気の点灯を確認した。
- アパート管理会社に依頼して、保護者の外出状況について、時間帯の調査を依頼したことがある。また、保護者や子どもの姿を見た時の連絡を依頼し接触が取れたこともある。
- 保護者が児童手当、児童扶養手当、生活保護などの受給者である場合、これらの調査等の際、保護者と接触が取れるケースや勤務先などがわかるケースがある。

【当初接触できていたものの途中から接触できなくなった場合】

- 当初は保護者と接触できていたものの、その後、接触が取れなくなった場合には、それまでの間に保護者から調査した項目から勤務先を割り出し、当該勤務先を訪問して保護者と面会を行ったこともある。
- 安全確認後のネットワーク会議で情報共有を行い、保護者へのソフトな対応を心掛けたことで、保護者とも頻繁に接触できるようになり、保育所への入園につながったことがある。
- 支援していた家庭が行方不明になったケースで、支援のキーマンとなり得る親族等がいる場合、行方不明となった家族から連絡があった場合は知らせてもらうことを依頼したり、捜索願いを出すように依頼する。
- 警察に照会したところ、既に親族から捜索願いが出されており、把握していなかった親族がわかって支援につながったケースがある。

【住民票がなく居住者の特定ができない場合】

- アパート等集合住宅に住んでいて、住民票がなく居住者の特定ができない場合には、直接、面接して確認する以外に方法はないため、管理人に事情を説明して情報を提供してもらったことがある。
- 自転車が置いてあれば、持ち主の名前が書いてあるか確認する。また、防犯登録が貼付してあれば、ここから持ち主を確認する。

一時保護所における学習の充実

各都道府県
 児童相談所設置市
 児童福祉主管部(局)長 殿

雇児総発第0401003号
 平成21年4月1日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

一時保護施設における学習環境の充実について

一時保護施設は、保護者から虐待を受けている子どもの心身の安全を守る等の重要な役割を担っており、入所する子どもが安定した環境の中で心から落ち着いて生活できるような配慮が必要である。

特に、近年、児童相談所の一時保護施設に保護された子どもの保護期間が長期化する傾向にあり、一時保護施設における学習環境の充実が求められている。

このため、地域の実情に応じて、教育委員会と児童福祉主管部局が連携を図り、教員の出向や教員OB等を見受けるが、地域によっては、こうした人材の確保に苦慮している児童相談所が見受けられることから、平成21年度において、人材配置に必要な経費の補助の充実を図ることとした。

各地方自治体においては、このような趣旨を鑑み、教育委員会と児童福祉主管部局がより一層連携して下記の取組を進め、一時保護施設で生活する子ども一人一人にとって最も適切な学習機会が確保されるようご尽力いただきたい。

なお、本通知は、文部科学省初等中等教育局児童生徒課と協議済みである。

記

1 一時保護中の子どもは、これまでの生活から年齢相応の学力や学習態度を身に付けていないなどの場合がある。このため、個々の子どもたちの状況や特性に応じた指導が行えるよう、一時保護施設の児童指導員等については、都道府県等の教育委員会と連携を図り、人事交流等により現職教員からの人材の受入れを進めることや、教員OB等を活用するなど、極力、子どもたちの学習環境に配慮した対応を行うこと。

なお、教員OB等の一時保護施設への配置に必要な経費については、従来より児童虐待・DV対策等総合支援事業の「児童虐待防止対策支援事業(一時保護機能強化事業)」により補助を行っているが、平成21年度予算において、補助基準額の改善を行ったところであるので活用されたい。

2 児童福祉法第28条の申立等により一時保護が一層長期化する場合は、児童養護施設等への委託一時保護や、一時保護施設が設置された区域内の学校への就学を検討するなど、子どもたちの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会と連携しながら対応すること。

事務連絡
 平成21年4月7日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

一時保護施設における学習環境の充実について

標記の件については、これまでも格段の御尽力をいただき、誠にありがとうございます。

一時保護施設は、保護者から虐待を受けている子どもの心身の安全を守る等の重要な役割を担っており、入所する子どもが安定した環境の中で心から落ち着いて生活ができるような配慮が必要であります。

特に、近年、児童相談所の一時保護施設に保護された子どもたちの保護期間が長期化する傾向にあり、一時保護施設における学習環境の充実が求められているところ です。

このため、地域の実情に応じて、教育委員会と児童福祉主管部局がより一層連携して、一時保護施設で生活する子ども一人一人にとって最も適切な学習環境が確保されるよう、更なる御尽力をいただくようお願いいたします。

なお、本件については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長から各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市の児童福祉主管部(局)長に対し、別添のとおり通知されておりますので、申し添えます。

○ 児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン (平成20年3月14日雇児総発0314001号) <抜粋>

第2 基本事項

3 用語の使い方

当ガイドラインにおいては、児童虐待防止法で保護者の「指導」・「支援」と規定された文言に関しては、「保護者指導」、「保護者支援」の二つの用語に分けて使用し、これらを総称して保護者援助と言う用語を使用する。

なお、用語の意味は次のとおりである。

「保護者指導」とは、児童福祉法第26条第1項二号に基づく児童福祉司指導、児童委員指導、児童家庭支援センター指導若しくは障害児相談支援事業を行う者の指導（以下「26条指導措置」という。）又は同法27条第1項二号に基づく児童福祉司指導、児童委員指導、児童家庭支援センター指導、知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導若しくは障害児相談支援事業を行う者の指導（以下「児童福祉司指導措置等」とする。）であり、児童相談所長又は都道府県知事による行政処分として行われるものをいう。なお、児童福祉司指導の一環として行われる児童福祉施設等関係機関による指導は、この概念に含まれる。

「保護者支援」は、保護者の主体性を尊重した取組であり、保護者のニーズに応じて行う児童福祉法第11条第1項二号ニに基づく指導（以下「11条指導」という。）、児童福祉施設最低基準（以下「最低基準」とする。）に規定された乳児院（最低基準第24条の2）、児童養護施設（最低基準第45条の2）、情緒障害児短期治療施設（最低基準第76条の2）、児童自立支援施設（最低基準第84条の2）に入所する子どもやその家庭の状況等を勘案して、子どもの自立を支援するために策定される計画（以下「自立支援計画」という。）に沿って実践される各施設の取組、並びに、その他関係機関における取組とする。

○ 児童の権利利益を擁護するための方策について（社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会報告書） (平成23年1月28日) <抜粋>

5 保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方について

(5) 考えられる対応策

児童福祉法第28条の審判において家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に、家庭裁判所が事案に応じて勧告の内容を保護者に対して事実上传達することの当否を検討することができるよう、必要に応じて児童相談所から家庭裁判所に対して、勧告の内容を保護者に伝達するよう上申するなどの運用面での対応を図ることについて検討すべきである。

あわせて、児童福祉法第28条のケースに限らず、児童相談所が行う保護者指導一般の実効性を高める観点から、児童相談所が行う保護者指導の好事例等についてまとめるとともに、全国の児童相談所に示す等の取組により、保護者指導の内容を改善するための取組を進めるとともに保護者指導の担い手となる民間団体の支援を進めるべきである。

○ 「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」
の一部改正について
(平成 23 年 7 月 27 日雇児総発 0727 第 7 号) <抜粋>

各 [都道府県
指定都市
児童相談所設置市] 児童福祉主管部 (局) 長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」の一部改正について

児童虐待防止対策の推進については、日頃から御尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記については、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」(平成 20 年 3 月 14 日付雇児総発第 0314002 号本職通知)により実施してきたところであるが、今般、その一部を別紙の通り改正することとしたので通知する。

ついでには、別紙の内容を御了知の上、管内の市町村並びに関係機関等に周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

別紙(新旧対照表) (略)

参考

地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について

第1 基本的な考え方

1 目的

検証は、虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行う。

2 実施主体

都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が実施することとし、検証の対象となった事例に関係する市町村は当該検証作業に参加・協力するものとする。

なお、児童相談所、市町村（要保護児童対策地域協議会）その他の機関が独自に検証を行うことも望ましい。

5 検証対象の範囲

検証の対象は、虐待による死亡事例（心中を含む）全てを検証の対象とすることが望ましい。また、死亡に至らない事例であっても検証が必要と認められる事例については、併せて対象とする。

なお、児童相談所、福祉事務所又は市町村が関与していない事例については、情報量が少ないために十分に検証が行えない可能性もあるが、関与しなかった事情も含め、その地域の保健・福祉等の体制を検証することも必要である。

8 報告等

- (2) 都道府県は、検証組織の報告を公表するとともに、報告を踏まえた措置の内容及び当該措置の実施状況について、検証組織（都道府県児童福祉審議会）に報告するものとする。

第2 検証の進め方

6 報告書（問題点・課題の抽出以降並行作業）

(2) 公表

児童虐待による死亡事例の検証を行うことは、その後の児童虐待防止対策に密接に関連するものであり、児童虐待防止法第4条において国及び地方公共団体の検証に係る責務が規定されていることから、検証結果は公表すべきである。公表にあたっては、個人が特定される情報は削除する等、プライバシー保護について十分配慮する。なお、公表の際には厚生労働省に報告書を提出する。

○ 社会的養護の課題と将来像

(平成23年7月児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ) <抜粋>

4. 施設の人員配置の課題と将来像

(1) 直接職員の基本配置の引上げ

② 児童養護施設

- ・ 児童養護施設については、虐待を受けた児童などに対するケアを充実するため、人員配置の充実が必要である。
- ・ その際、児童養護施設の本体施設は、小規模グループケア化していく方向であることから、小規模グループケアで勤務ローテーションが確保できるようにする水準が、引上げの目標水準として考えられる。
- ・ 具体的には、基本配置を小学生以上の現行6：1から4：1に引き上げ、これに小規模グループケア加算1人を加えて、合わせて3：1相当を超える配置が、引上げの目標水準として考えられる。

(施設全体を小規模グループケアとする施設では、調理員をユニット担当に充てられるので、1ユニットに3.8人程度(合わせて2：1相当)を確保でき、常時1名(一部の時間は2名)での勤務ローテーションを組める水準となる。)

$\left\{ \begin{array}{ll} 0 \text{ 歳児} & 1.7 : 1 \\ 1 \cdot 2 \text{ 歳児} & 2 : 1 \\ 3 \text{ 歳以上幼児} & 4 : 1 \\ \text{小学校以上} & 6 : 1 \end{array} \right.$	⇒	$\left\{ \begin{array}{ll} 0 \cdot 1 \text{ 歳児} & 1.3 : 1 \\ 2 \text{ 歳児} & 2 : 1 \\ 3 \text{ 歳以上幼児} & 3 : 1 \\ \text{小学校以上} & 4 : 1 \end{array} \right.$
---	---	---

○ 里親委託ガイドライン(平成23年3月30日雇児発0330第9号)<抜粋>

2. 里親委託優先の原則

家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。このため、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭的養護が望ましく、里親委託を優先して検討することを原則とするべきである。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である。

社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、子どもの成長や発達にとって、

- ① 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる、
 - ② 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる、
 - ③ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる、
- というような効果が期待できることから、社会的養護においては里親委託を優先して検討するべきである。

もっとも、社会的養護を必要とする子どもの数に対して、必要な里親の数の確保は不十分であり、また、様々な課題を抱える子どもに対して、対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きいものがあり、里親の充実に努めるとともに、施設養護の質の充実に努めていく必要がある。

○ 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針 (平成 17 年 2 月 25 日雇児発第 0225001 号)

<抜粋>

最終改正：平成 19 年 1 月 23 日

第 3 章 要保護児童対策地域協議会の運営

1. 業務

【代表者会議】

- ・ 地域協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に 1～2 回程度開催される。
- ・ ネットワークを構成する関係機関の円滑な連携を確保するためには、各関係機関の責任者（管理職）の理解と協力が不可欠であり、実務者レベルにとどまらず、責任者（管理職）レベルでの連携を深めることで、関係機関等の共通認識が醸成されるとともに、実務者レベルで人事異動があった場合においても、責任者（管理職）の理解があれば、連携の継続性が保たれ、支援の質の低下を最低限に抑えることが可能となる。
- ・ 会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。
 - (1) 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
 - (2) 実務者会議からの地域協議会の活動状況の報告と評価

【実務者会議】

- ・ 実務者会議は、実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。
 - (1) 全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、援助方針の見直し等
 - (2) 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
 - (3) 要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
 - (4) 要保護児童対策を推進するための啓発活動
 - (5) 地域協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

【個別ケース検討会議】

- ・ 個別の要保護児童について、その児童に直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該児童に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。その対象は、当然のことながら、虐待を受けた子どもに限られるものではない。
- ・ 個別ケース検討会議の構成員も、地域協議会の構成員である以上、守秘義務が課せられているので、関係機関等の中で積極的な情報提供を行い、要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討することが期待される。
- ・ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。
 - (1) 関係機関が現に対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断
 - (2) 要保護児童の状況の把握や問題点の確認
 - (3) 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
 - (4) 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
 - (5) ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定
 - (6) 実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討
 - (7) 次回会議（評価及び検討）の確認
- ・ なお、各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要である。

○ 要保護児童対策地域協議会等の設置状況

資料 36

表 要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワークの設置状況

平成 22 年 4 月 1 日現在 (単位：%)

区 分	市(政令指定都市を除く)	政令指定都市	町	村	合計
市町村数	787	22	757	184	1,750
要保護児童対策地域協議会設置市町村数	777 (98.7)	22 (100)	710 (93.8)	164 (89.1)	1,673 (95.6)
児童虐待防止ネットワーク設置市町村数	9 (1.1)	— (—)	39 (5.2)	7 (3.8)	55 (3.1)
未設置	1 (0.1)	0 (0)	8 (1.1)	13 (7.1)	22 (12.6)

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 割合については、四捨五入による表記のため、合計が 100 にならない場合がある。

表 都道府県ごとの要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワークの設置状況

平成 22 年 4 月 1 日現在 (単位：%)

区 分	設置市町村数 (%)			区 分	設置市町村数 (%)		
	要対協	ネットワーク	全体		要対協	ネットワーク	全体
北海道	172(96.1)	6(3.4)	178(99.4)	滋賀県	18(94.7)	1(5.3)	19(100)
青森県	40(100)	—	40(100)	京都府	26(100)	—	26(100)
岩手県	34(100)	—	34(100)	大阪府	42(97.7)	1(2.3)	43(100)
宮城県	33(94.3)	2(5.7)	35(100)	兵庫県	41(100)	—	41(100)
秋田県	25(100)	—	25(100)	奈良県	34(87.2)	2(5.1)	36(92.3)
山形県	33(94.3)	—	33(94.3)	和歌山県	27(90.0)	3(10.0)	30(100)
福島県	45(76.3)	11(18.6)	56(94.9)	鳥取県	19(100)	—	19(100)
茨城県	42(95.5)	1(2.3)	43(97.7)	島根県	21(100)	—	21(100)
栃木県	27(100)	—	27(100)	岡山県	27(100)	—	27(100)
群馬県	35(100)	—	35(100)	広島県	23(100)	—	23(100)
埼玉県	64(100)	—	64(100)	山口県	19(100)	—	19(100)
千葉県	48(88.9)	6(11.1)	54(100)	徳島県	23(95.8)	1(4.2)	24(100)
東京都	60(96.8)	2(3.2)	62(100)	香川県	13(76.5)	3(17.6)	16(94.1)
神奈川県	33(100)	—	33(100)	愛媛県	20(100)	—	20(100)
新潟県	29(96.7)	—	29(96.7)	高知県	34(100)	—	34(100)
富山県	14(93.3)	—	14(93.3)	福岡県	55(91.7)	4(6.7)	59(98.3)
石川県	19(100)	—	19(100)	佐賀県	20(100)	—	20(100)
福井県	17(100)	—	17(100)	長崎県	21(100)	—	21(100)
山梨県	26(96.3)	1(3.7)	27(100)	熊本県	45(100)	—	45(100)
長野県	74(96.1)	1(1.3)	75(97.4)	大分県	17(94.4)	1(5.6)	18(100)
岐阜県	42(100)	—	42(100)	宮崎県	26(100)	—	26(100)
静岡県	30(85.7)	4(11.4)	34(97.1)	鹿児島県	42(97.7)	1(2.3)	43(100)
愛知県	56(98.2)	1(1.8)	57(100)	沖縄県	34(82.9)	2(4.9)	36(87.8)
三重県	28(96.6)	1(3.4)	29(100)	全 国	1,673(95.6)	55(3.1)	1,728(98.7)

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき作成した。

2 市区町村の総数は 1,750